

第百十六回国 参議院 法務委員会 會議録 第三号

平成元年十二月七日(木曜日)
午前十時四十分開会

委員の異動

十二月六日

辞任

十二月七日

辞任

齋藤 十朗君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

補欠選任

山本 富雄君

補欠選任

鹿熊 安正君

黒柳 明君

鈴木 省吾君

福田 宏一君

安永 英雄君

白浜 一良君

鹿熊 安正君

下稲葉耕吉君

中西 一郎君

林田悠紀夫君

北村 哲男君

清水 澄子君

千葉 景子君

橋本 敦君

山田耕三郎君

紀平 悌子君

櫻井 規順君

衆議院議員

修正案提出者

国務大臣

法務大臣

政府委員

後藤 正夫君

井出 正一君

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(黒柳明君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日、石渡清元君が委員を辞任され、その補欠として山本富雄君が選任されました。

○委員長(黒柳明君) 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○清水澄子君 今回の改正案の中で最も重大な問題点というのは、雇用主処罰であろうかと思えます。この雇用主処罰にかかわってですが、日本の国内で本場に、単純労働の外国人労働者に入られ、はもう非常に困るんだという世論とか、それから一日も早く雇用主を処罰してほしいという世論が本場に日本の国内にあるのかどうかという観点からもお伺いをしたいわけです。

法務省が二月に発表されました外国人の就労に関するアンケートを見ましても、この調査の中で雇用主に対する罰則を一層厳しくして取り締まるべきだという回答は二四・六％にとどまっていると思えます。そしてまた、朝日新聞の世論調査におきましても、そういう外国人労働者を何らかの条件をつけて受け入れるべきじゃないかというのが五六％。そしてまた都民銀行の調査によりまして、条件つきで雇用を認めるべきだ、これが五九・一％ございます。そしてまた総理府の調査によりまして、外国人の入国と在留に関する世論調査の中でも、一定の条件をつけて認めるべきだ、これが五一・九％にも上っています。

こういうふうな国内の世論を考えました場合には、雇用主処罰の強化については、本場に国民がこれを全面的に支持しているとは思えないのですが、その点につきまして法務省はどのようにお考えになつていらっしゃるのでしょうか。

○政府委員(米澤慶治君) お答えいたします。この雇用主等の処罰規定を設けるに際しましては、例えば使用者側の団体あるいは労働者側の団体である例えはこの間でございました連合の方々にいろいろ御意見を伺いました。特に注目すべきことは、連合が書面をもちまして、時期は少し遅れましたがこの法案作成中に、雇用主等の処罰規定を設けるべきであるということをお大臣あてに書面でお出しになつておられますし、他方経団連、日経連等の方々にもお伺いしましたところ、やはり不法就労活動それ自体は何とか防止しなければならぬであろう。他方、今清水委員のおっしゃいました単純労働者を受け入れるべきかどうかという点につきましては、アンケート調査等がございますし、あるいはまた関係省庁で議論いたしておるところでございますから、将来におきましてその是非が十分な検討の結果結論を得られることにならうと思つております。

したがって、雇用主処罰の規定を設ける趣旨と、それから我が国にどのような外国人労働者を入れていくべきかという面とは、正規面不正規面に分けてお考えいただきたいと思つてございます。私もまたいたしましては日本国社会内においては雇用主等の処罰規定を必要とする意見が相当強いものと確信いたしております。

○清水澄子君 この間、五日にこの法務委員会ですべられました参考人の御意見をぜひ私は法務大臣に聞いていたのだと思つたと思つた。それは、私も、今度のこの処罰規定によって不法就労者というものがなくなるだろうか、実効性が上がるでしょうかということの見解を求めました。

それに対して四人の方とも、それはこれで問題は解決しないでしょう、実効性は上がらないでしょうというお答えがございました。そしてそれは、雇用主処罰の強化をした場合にむしろ大きな問題は、いわゆるこの不法就労がなくなるというのじやなくますますアンダーグラウンド化していく、世間の目から悪質なあつせん業者などが見えなくなつて、むしろ、どうしても日本には経済的な弱者の中でアジア諸国から生活を求めて労働者が入ってくるだろう、そういう人たちがこういう悪質なあつせん業者などのえきになっていく可能性があります。深刻な人権問題を引き起こしていく悪質な業者はいい商売になるんだ、だから非常にその点では逆効果も大きくなるのではないかと御指摘がございました。

その点については法務省はどのようにお考えになっておりますか。

○政府委員(米澤慶治君) お答えいたします。

まず、罰則をつくつて当該罰則をつくり出す目的でありましてこの反社会的行為が完全に防圧されることにあるのかといふと、これは委員御承知のように、例えば刑法で殺人とか窃盗とかを処罰するという規定を置いておりますが完全にはそういう反社会的行為はなくなりません、これは常識でございますので、参考人の方がおっしゃいました御意見もその限度では私正しいかと思うわけでございます。

したがって、今度の罰則をつくりましてその罰則だけで何とかしようというわけではございません。むしろ、この罰則をつくりましてによりまして、現在不法就労活動を助長しても反社会的ではないという一般の意識がもしあるとすれば、それにより意識の改善といふことが、意識変革を求めつつ、かつまた悪質な方々に対しては罰則を適用することによって一罰百戒の効果を上げる。他方、こういう法改正を行つて、不法就労活動がいかに社会にとってマイナス面が多いかということも広報をし、あるいは我々は入管当局として行

政を運営するわけでございますから、行政指導面におきましてその辺の意識開発、啓発をする、あるいは不幸にして若干軽微な事案を惹起された方にはこれを行政指導で是正を求めるといふようなことも総合的に実施いたしまして、そして不法就労活動といふことは何とかこれ以上ふえないようにしていきたいというのが願ひでございます。

○清水澄子君 私は決して悪質な雇用主を放置しておいていいと言つてゐるわけではございません。例えばこの七十三条の二の項にあります「外国人に不法就労活動をさせるためにこれを自己の支配下に置いた者」とか、または「業として、外国人に不法就労活動をさせる行為」を「あつせんした者」といふ、こういう号が罰則の対象になつてゐるわけですが、この二つを見ましても、これはどちらかといへば労働法規の範囲で対処できる部分が非常に多いと思つております。ですから、この辺で私は労働省の方にお伺いをしたいと思つてます。

これらに掲げられてありますこの二と三、これらの悪質な業者や使用者、いわゆるあつせんした人々を摘発して処罰するといふ、そういうことの労働関係法規といふものはどういふものがありますか。

○説明員(氣賀澤克己君) お答えいたします。

労働関係法規の中で労働者の適正な労働条件を確保するために必要な措置を雇用主に講じさせている法律といたしましては、労働基準法あるいは労働安全衛生法あるいは最低賃金法といふような法律がございます。また、労働力の適正な需給調整を図る等によりまして労働者の保護を図るといふことを目的とする法律といたしましては、職業安定法あるいは労働者派遣法といふようなものがございます。これらの法律はいずれも、不法就労者を含みます外国人労働者につきましても適用されるというふうになつてゐるところでございます。

○清水澄子君 もう少しそれらのそれぞれの法の内容を列挙していただきたいと思つてます。例えば

中間搾取はいけないとか強制労働はいけないとか、暴行とか軟禁はいけないとか全部書いてあるわけですから、それぞれの内容を列挙していただいて、そしてそういう列挙された中でこれまで実際にそういう悪質なケースで摘発された具体的な例をぜひ一、二お示しいただきたいと思つてます。

○説明員(氣賀澤克己君) ただいま申し上げましたような労働関係法令におきましては、労働者の労働条件や安全衛生の確保を図り、あるいは労働力の適正な需給調整を図るといふことによりまして労働者の保護と雇用の安定を図るといふようなことを目的としておりまして、事業主等に対してさまざまな義務を課してゐるところでございます。

具体的に申し上げますと、まず労働基準法におきましては、賃金の支払いですとか労働時間、休憩、休日等に関する規制あるいは強制労働の禁止、中間搾取の排除といふような事業主等が遵守すべき労働条件の最低基準を定めております。また労働安全衛生法におきましては、例えば事業主に機械、器具あるいはそのほかの設備による危険を防止するに必要の措置を講じさせるといふようなことで、労働災害の防止のために事業主が遵守すべき基準等を定めております。それから最低賃金法におきましては、事業主に対して最低賃金額以上の賃金を支払うようにという措置を講じております。また労働者派遣法におきましては、労働力の需給の適正な調整を図るために労働者派遣事業について対象として得る業務を限定いたしまして、その業務について労働者派遣事業を行う場合におきましても許可制または届け出制といふような形で行政監督を行うことができますようにいたしてございまして、これ以外の業務について労働者派遣事業を行うことを禁止するといふような措置を講じてゐるところでございます。

これらの労働関係法規の違反についての具体的な事例でございますけれども、まず労働基準関係法令に関する違反の事例を申し上げますと、一つは、これはパキスタン人の労働者でございますが、

埼玉県の金属製品製造業の事業場におきまして六十トンのプレス機械で自転車のチェーンの型抜き加工といふような作業を行つてゐまして、その製品の取り出し方を誤つたために両手首をプレスの機械で挟まれて切断するといふような労働災害が発生をいたしました。これについて、労働安全衛生法のプレス機械の安全装置等に関する規定に違反をしたといふことで使用者等を送検したといふような事例がございます。また、これは千葉県のレストランホテルで清掃作業に従事しておりましたフィリピン人の就学生に関するものでございまして、法律で決められております事由以外

の事由によりまして賃金の一部が控除されたといふことで、これも労働基準法の賃金の全額払いの原則に違反をするといふことで送検をした事例がございます。

また、労働者派遣法の関係で申し上げますと、労働者派遣を行うことが禁止されております自動車部品の製造事業におきまして、組み立てとか塗装あるいは検査等の業務にブラジル人等の日系人を派遣して就業させていたといふ事業主に対しては労働者派遣を行つたことが禁止されてゐる業務でございまして、こういう業務について労働者派遣を行わないように是正指導をいたしまして、その適正な改善が図られなかったといふことで所轄の警察署とも連携をとつて、事業主が派遣法違反で摘発をされたといふような事例もございまして。

まだ幾つか事例がございますけれども、二、三申し上げますと以上のおりでございまして、現行法の中でも一定の処罰が可能であるといふこの法律が現行法にあるわけですが、法務省はなぜこの現行法をさらに有効に機能させるように努力をされないのでしょうか。そして、労働省に対して法務省は、悪質な雇用者やまたはあつせん業者を処罰するために法務省がむしろ労働省に通報されて、そして取り調べのために労働省関係の方の立ち会いを求めていき、そして労働者の方の保

護もあわせながらこの処罰をしていく面はきちん
と処罰をする、そういう努力が必要であろうと思
うのですけれども、そういう努力をどれほどなさ
せてこられたのでしょうか。もしなされたので
あれば、この五年間ぐらいにそれらの法を適用し
ながらどの程度の例が、ケースがあるのかとい
うことをお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(米澤慶治君) 私、現在の統計自体
を持っておりませんので数字的なことを直ちに
お答えいたしかねますので、後で調べましてお答
えいたしますが、確かに委員御指摘のように労働
関係法規におきまして例えば中間搾取とか強制労
働等に対する罰則がございいます。これは当然のこ
とながら労働者の保護とかあるいは雇用関係の調
整等のために設けられておる罰則でございまし
て、つまり、労働行政を円滑に遂行し得るために
その担保として罰則を設けておるわけでございま
すが、他方、今度設けますのは入管行政目的にう
まくマッチした実態が実現するようにという観点
から設けるわけでございまして、導入いたします
目的がそこには若干の違いがあるだろうと思つて
わけでございいます。

この罰則をつくり出す場合に、労働関係法規は
当然私どもも十分勉強させていただきました、重
複するところがあるかないか、そして雇用主処罰
規定を設けることが妥当かどうかという観点から
労働関係法規を調べましたが、例えば一例を挙げ
ますと、あつせん行為者が国外におりました場合
には国外犯処罰規定というのがあるわけでござい
ます。労働関係法規には例えばそういうふうな罰
則を持っていないわけでございいますので、一例を
挙げればそういうことでありますし、それから法
定刑におきまして、例えば利を圖る人たちが、
そのあつせん者とかあるいは雇用主もそうでござ
います、もうけようとしてそういう行為をなさ
る、その場合にやっぱり財産的な罰則といひます
か、罰金額を相当程度上げておかないと防圧には
役に立たないであろうという観点からいひます
と、労働関係法規の法定刑自体もやや軽きに過ぎ

るのではないかと、いろいろな観点を吟味いた
しまして設けることにしたわけでございいます。

それから統計的なことは後で申し上げますが、
我々が入管法違反あるいはその他のことから労働
関係法規違反を発見した場合には、当然のことな
がら労働基準局に通報いたしますが、事実上連絡
をとりました、やはり労働者の保護を図つてもら
いたいということから実際に連絡をとり、その結
果として例えば、何というんでしょうか、業務災
害の補償を得られて帰国された外国人の例も現実
にございいます。統計のことは後で申し上げます。

○清水澄子君 国外におけるリクルーターの問題
とかそういう問題に限られていゝというふうな理
解してよろしいですか。

○政府委員(米澤慶治君) 私が答えたいしまし
たのは、立法の必要性についての一つの例を申し
上げたのでございまして、一番一般的に申し上げ
ますと、資格外活動なり不法残留なりをしてなお
就労されているという実態、これがどんどん年々
ふえていくということは看過できない。そうだと
すれば入管行政を円滑、適正に実施するためには
その種の反社会的行為をある程度防圧しなければ
ならないというのが眼目でございいますから、立法
目的がそこには違ひがございいます。労働者の保護
だけを考えているわけじゃございません。あるいは
労働関係の調整だけを考へていゝわけじゃござい
ませんで、入管行政の目的が十分達せられるよう
にということからつくつたものでありますから、
国外犯だけに限るわけではございません。

○清水澄子君 労働基準法でやはり使用者とか悪
質な雇用主を罰することができるといふことが、
それがさっき法定刑についても非常に軽いといふお
話がありました。それはむしろ労働基準法の法定
刑が経過するならばそれらを引き上げるといふ方
法もありません、それは大いに、労働者を保護し
ながら悪質な業者を処罰する法律ですから、です
からそちらの方にむしろ強化を置くことが本来の
趣旨であると思ひます。そしてまた、監督官が
不足しているならば定数をふやすというふうな

道もあるという。ところが、そちらの方は余り大
きくならないで法定刑が経過するといふふうな断
定していらつしやるところが私は問題だと思ひま
す。

ところで、法務省にもう一度伺いたひのです。
七十三条の二の一ですね。「事業活動に關し、外
国人に不法就労活動をさせた者」といふのは、こ
の法の人たちを処罰するものですけれども、現在十
万とも三万人とも言われているわけですから、
も、そういう不法就労者と言われている、——私
は不法といふのはちよつと非常に問題があると思
つていゝんですが今はそういう言葉を使いま
す、その不法就労者の雇用者をどのような方法で
処罰をし、いつまでに実効性を上げられるおつも
りなのですか。

○政府委員(米澤慶治君) まず、仮に可決してい
ただきまして罰則が成立をいたしました場合には
この法の施行期日を定める必要がございいます
が、この罰則の趣旨も含めまして、今回の改正の目的
あるいは動機等背景事情あるいは改正の内容等を
十分一般国民の方々に周知徹底させる必要があり
ますから、約六カ月ぐらいの先を施行日にするこ
とを予定はいたしております。その場合に、六カ
月先から仮に適用されるわけでございしますが、罰
則の適用は、御承知のように罰則を設けましたと
きのいきさつといひます、立法趣旨を初め諸般
の事情を考へまして適用いたしますから、そう
いふ観点からどういふような効果が出るかはお
およそお察しがつくことと私は思ひます。

しかしながら、さきにも申しましたように、罰
則だけですべてをコントロールしようといふ考
えではございませんで、他方、入管当局は行政当
局でございいますから、行政指導等適切な事実的
な雇用主に対するアピールとか広報とかいゝんな
ことをいたしまして、行き過ぎた人であつてもそ
の是正を図つてくれればまたこれで秩序が回復さ
れたといふ考へを持って実施していきたい。した
が、いまして、実行してみまさんと、いつまでにど
の程度防圧できるかといふことはちよつとお答え

いたしかねますけれども、最善を尽くしてみたい
と考えております。

○清水澄子君 私は、先ほどから入管行政の円滑
な運営、遂行のために今度の改正が必要だと思
つて処罰があるといふところに、非常に危惧
をしていゝわけですが、

と申しますのは、法務省の入管局関係の皆さん
方が書いていらつしやるものを読みましてとき
に、そこにはありありと今回の改正案に対する考
え方、いわゆる思想が非常に露骨にあらわれてい
るわけですが、例えば、法務省刑事局参事官とお
つしやる入国管理局付・検事の倉田さんという方の
論文などを読みますと、入管法上の目的といふの
は、いわゆる今度の処罰のですね、ここには不法
就労外国人来日の吸引力の撲滅または推進力と
なつていゝ存在を撲滅することである。「撲滅」と
いふ言葉といふのは、参考人の方も、今日のな
国際化の流れの中でこれからこういう人の交流とい
うのはむしろふえていくだろう、むしろその対処
をすべきだろうといふお答えが多かつたわけ
です。

そういう中で、こういう来日の吸引力といふの
はこれは別に何が吸引力なんですか。これはもち
ろん悪質な業者もいゝでしょう。しかしそれは日
本の経済力が非常に発展しているといふ面とか技
術が進んでいるとか、それらを求めて来る人たちが
非常に多いといふこの背景が大いと思つてわけ
です。そういう中で、撲滅するといふ大変な決意
でいらつしやるわけですね。そうすると、撲滅な
んていつたら相当な荒療治の決意をされていゝん
だと思ひます。そのためには相当な法定刑を定め
る以外に選択の余地はない、こういう決意を述べ
ていらつしやるわけですが、これらの点について
はどのように、ですから私は撲滅なさるのですか
とお伺ひしたいのです。

○政府委員(米澤慶治君) 倉田検事の論文を私も
承知いたしておりますが、委員御承知のように私
的見解と断つて書いておりますので、まず同局が
「撲滅」といふ言葉を使つていゝわけではござい

ません。ただ先ほど来、私、不法就労活動は防圧しなければならぬという言葉を使っておるわけがあります。

私の言うところの防圧が撲滅と同じような意味合いいではなからうかと思えますので、その観点からお答えいたしますが、これ以上不法就労者がふえるということは日本社会にとってマイナス面が多からうと思うわけでございます。委員御指摘のように、我が国の経済力の増大といえますか、成長度、高さ、あるいは周辺諸国がいろんな意味で失業率が高かったり経済的に恵まれないがゆえに、その国に住んでいる方々が日本に來たいとする、いわゆる押し出し圧力と申しますか、そういうものが高いことは参考人が御指摘のとおりだと思ふわけです。しかしながら、そういった場合に果たしてどの程度、どの国からどういった人々を日本社会に受け入れていいかということ、これは日本社会の健全な発展に寄与する方向で受け入れていくのが当然の施策であるわけでございませう。

したがしまして、仮にそこに事実問題として日本に來たがる人がいる、あるいは日本の中に一部それを欲する人がおるといった途端に入れましようということは、これは非常に問題を生ずることになるわけです。どの國でもさようでございますが、自分の國の健全な發展を阻害しない限度においてあるいは方法において外國人を受け入れるという、そういう施策をすべての國は持つております。その施策を実施するのが入國管理行政であるわけでございますから、そういうった観点から在留資格を整備したり、あるいは入りたいとする人たちが不満を持たないようにガラス張りの行政をしようという改正を今回やるわけでございます。

一方において、正規面はそうしますが、他方においてこれ以上不法就労外国人がふえることは日本社会の健全な発展から見てマイナスであらうということから、これを防圧したいといつて罰則をつくつたわけでございますから、そこにはバランスのとれた行政を実施したいという願望が出てい

るわけでございます。

○清水澄子君　ただいまの倉田さんの考え方に對して、それは確かに冒頭に私見であると述べております。しかし、このお方は現在入管行政の業務に携わっている方ですね。そういう方の思想で現場ではそれがやっぱり処罰なされるわけですか。それから、單なる私見というふうには、私はそれをそのまま水に流すということとは絶対にできないと思うんです。

と申しますのは、今非常に、これから単純労働者を日本の社会に受け入れるということは日本の健全な発展にならないという考え方で、また、この倉田さんのお考えは、一たんそういう人たちを「受け入れた場合には我が国の社会に復元不可能な事態が生じ得る」ので、これは決して軽々しく受け入れてはならない、こういうふうな考え方で、その後に「外国から単純労働力を導入する」ということは、移民政策を導入することにはかならず、移民受入国として門戸を開くということとは、固有の文化と国民性の変容を招くこと」であるという認識をしなければならない、こういうふうなおっしゃっているわけですね。

ですから、もう今から「手遅れになる前に一刻も早く不法就労助長罪を立法し、入管・警察・検察三者が協力して法執行に努めるのが、我々の子孫に対する義務」である。子孫に対する義務のために今入管法の改正をやっていらっしゃるんでしゅうか。そして、さらに続けて、よく世論では「安直なヒューマニズムや「人の国際化」などという訳の分からない言葉に踊らされて何ら将来を考えた政策もなく規制の緩和に走ることは、子孫に対する大罪を犯すことになることを、銘記すべきであらう」。これだけはつきり業務に携わる方が断言をしていらっしゃいます。

私はこういう考え方が入管法の改正の中に流れているのではないが、こういう点を危惧いたしますので、その点については私は法務大臣からお答えをいただきたいと思います。

○國務大臣（後藤正夫君）　ただいま清水委員の御

指摘のごございました点ですが、私も今から二十年ほど前にヨーロッパで、西ドイツあるいはフランス等が宗主国であった関係から旧植民地の人たちを入れましたり、あるいはスペイン、イタリア等の労働者を入れ、さらにユーゴスラビア、ギリシャ、トルコ等の労働者等を入れたことのために大きな社会問題が起きているというのを目の当たりにいたしましたし、またそういう労働者として受け入れられた人たちが次代も非常に苦しんでいるということを実際にこの目で見て、またそういう問題を目の当たりにした経験がございます。したがって、今後の日本の産業界の発展のためにも必要であるという意見もあるかもしれませんけれども、しかしながらその受け入れについては非常に慎重にすべきだということに私は考えております。

したがって、この新しい法律の運用に当たりましては、そういうことを念頭に置きまして円滑な運用を図りまして、将来に非常な苦しみを残すことのないようにするために、この法律を適正に運用していくことが必要である、そのように考えております。

○清水澄子君 その点は内部でも十分に徹底をしていたのだと思います。やはり人権を優先する、取り締まりとそして人権というこの兼ね合いというものを慎重に考えていたのだと思います。

しかし、それは今度の、いろいろこの間、北村同僚議員も質問をなさったんですけれども、非常に

在日外国人に対する警察の差別捜査というものが、いろんなところで問題になっていると思います。先日もパキスタン人の大阪で起きました、警察庁発行の捜査用内部資料の中に、「在日外国人被疑者取り扱いの要領」という中に、パキスタン人を取り調べるときには何を留意すべきか、まずパキスタン人は証拠が出るまで徹底的にアラ―の名にかけてうそをつきますよ、それから宗教上豚は汚いものとしており、決して食べない。豚肉を豚肉でないと言って食べさせてみたが、後でそれが豚

肉とわかつたときは非常に怒る。こういうことを書いています。そして、一種の風土病なのか、パキスタン人は疥癬病を持つ者が多く、留置する際及び取り調べ終了後は必ず手を洗う必要がある。独特の体臭のため、取り調べ室、留置場が臭くなる。こういうことが取り調べのときの留意点という

ふうになるのでしょうか。むしろ取り調べのときにはこういう人権を考えるべきだと、本来普通の市民はそういうふうに着意点という場合には考えるわけです。同じような考え方が各警察に徹底しておりますために、埼玉でも実は学校現場で同じことが起きているわけですけれども、こういうふうな行政の中にある非常な在日外国人に対する差別、特にアジアとかそういう国々の労働者に対する差別と偏見について、この点はどうように法務大臣がお考えになりますか。

○政府委員(米澤慶治君) 今大臣に御質問でございますが、僭越ですが答えさせていただきます。

警察庁のその内部文書につきまして、法務省として云々することは差し控えたいと思うのでございますが、一般論で申し上げますと、私も捜査官として外事係をやりまして外国人の方の取り調べをしたことがございます。確かに習慣とか風俗とか宗教とか、我々とは違った面をお持ちでございますが、その際には十分相手方のそうした心情等を顧慮しつつ、しかし実態は真実追求をやらなければいけませんので、厳しく取り調べるといふのが実情であります。

この場合に、例えば外事係検事といたしましての経験の後輩に伝えておきたい、もちろん人権を尊重しつつ調べるわけですが、風土病等をお持ちの方には例えば先に保健室へ連れていってよく診てもらってあげてほしい、例えば留置する場合に十分診てあげてほしい。例えばどこの地域にはこんな食習慣があるから留置中の食事はこういうふうにするべきであるというようなことを事細かく書きますが、そのときの書き方いかんによりまして、第三者の方が見られますと非常に問題

のあるような表現ぶりになっていくかもしれない。しかし、これはやはり取り調べ官の心得べきこととしてのノ－ハウを後輩や同僚に教えるといえますか、書きおきたいというのはまたこれ捜査官の心情でございます。

私、警察庁でお書きになったことの動機、原因あるいは内容をつまびらかにしていませんし、またよその官庁のことをとやかく言えませんが、私も、捜査官としては常々人権を十分に考慮しつつ調べているのが実情であります。

○清水澄子君　でも現実にはそういう事実がいろんなところから出てくるという事は、それはやはり警察なり取り締まる入管行政の中にそういう問題があるわけですから、ですから私はここで申し上げたいんです。

そういう取り締まる側の人権感覚とか、同じ人間としての通常お互いの立場を考えると、それからまた今日の国際化の中における一員としてどうあるべきかというふうな当たり前の市民感覚を早くつくっていただく、そちらが先だと思えます。それをぜひ努力していただきたいのですが、それらがなされていない現状の中で雇用主処罰の強化を図るということに私は非常に危惧を覚えます。

そこで、ここで確認をしておきたいんですけれども、この七十三条の二の一で「事業活動に關し」ということで、「外国人に不法就労活動をさせた者」とすべてに縛ってあるわけですが、この改正案の条文の中にいわゆる法務省が考えていらつしやるような悪質に当たる、そういう文言をここにやはり限定的に入れるべきではないかと思つておられます。そういう意味でも私は、このところ、事業活動に關し不当に利を図る目的とか、またはやつぱり法務省の考えられる悪質性というものをここに表現されることが妥当だと思つて、いかがですか。

○政府委員(米澤慶治君)　一つの御意見だとお聞きしますが、例えば今おつしやいました不当に利を図る目的を持つてという文言を入れますと、利を

全く図らないけれども非常に継続的に大量に不法就労活動をさせている人間、これが落ちこぼれるだろうと思つて。それから逆に、悪質などという非常に何と云うんでしょうか、評価基準といひますか、価値基準といひますか、そういうものを書きましたところで、非常に境界があいまいになりまして、構成要件的には明確でないという非難が起るであらうと思つて。これは刑法全面改正作業をやつておりましたときに、不当にとか不法にとか、そういうのを限つてもそれはいかぬとあるいはもう少し明確にするためにはそれを取つて、逆に罰則の適用で実務面における立法趣旨をわきまえた適用をして適正な運用に努める方がベターであるという考え方が、その際の例えは法制審議会等の御意見でもございました。

私、長年罰則の立案をやつておりますが、そういうふうな考へておりますので、その立法趣旨等を十分踏まえて実務運用が行われるものと確信しております。

○清水澄子君　それでは、まだまだ内部にも問題があり、そして社会的にも現実があるわけですので、これらの処罰の施行期日を延ばすという考へはありませんか。

○政府委員(米澤慶治君)　今、罰則だけの施行期日を延ばす考へはないかというお話でございますが、我々がこれを提案いたしておりますのは、車の両輪という言い過ぎかもしれませんが、新しく日本にやつてくる外国人の中で、正規に受け入れられたいに歓迎されるべき側面と、そうではなくて日本社会にとつてマイナス面を発生させるおそれのある人たちの、いわゆる不正規に活動される方に対してある程度の抑圧策をとるといふこと、言ふなれば我が国の入管行政が適正に運営されるための車の両輪に近い関係にございまして、片方の車を外して一輪で走つてはどうかという御意見かも知れませんが、その運用面におきましてバランスのとれた、そしてかつそれが不法であつても不法でなくとも外国人の人権を十分尊重しつつ入管行政をやる所存でございま

すので、私もといたしましてはそれだけの、施行期日を延ばす考へはございません。

○清水澄子君　先日の参考人の皆さん方も、現在の入管法並びに入管行政が非常に閉鎖性と排外主義に基づいていてという御指摘が非常に多くございました。そして、決して外国人の人権、そういう面ではバランスのとれていない行政という面では非常にこれは早急に緊急に対策を立てるべきだといふ御意見が多かつたと思つて。そういう意味では今おつしやつたようなお答えは全く合つていないわけですが、しかしその点は今後十分に私はそこを強化されるということをお約束していただきたいと思います。

○政府委員(米澤慶治君)　重ねて同じことを申し上げるようでございますが、行政機関におきましては当然のことながら内外人を問わずその人権を尊重しつつ行政実務を運用するのが憲法上の義務でございますから、我々役人でもその点は十分腹におさめておるつもりでございます。

それからあえて、発言いたしましたので申し上げますが、今回の法改正で、例えば資格外活動の範囲を明確化すると、あるいは行政のガラス張りをつねらつてその審査基準を公表するような形をとるとか、あるいは出入国管理基本計画のようなものをつつて中長期的な入管行政のあり方を国民の皆様の批判にさらすべく公表するとか、いろいろ行政が民主的に運営されるように配慮したつもりでありますし、他方、罰則だけ取り上げられてまして問題だと思つしやるのは、私、立案者の一人といたしましては非常に偏つた御意見ではなからうかと私は思つておられます。

○清水澄子君　私は絶対偏つていないと思つて。それは、たくさん、多くの実際の市民の皆さんが事実の中で指摘をされている。やつぱり私は現実の中で起きている問題に目を向けるべきだと思つて。そこからやはり行政というものが自分たちの姿勢を正していく、これが私は民主主義だと思つておられますので、私に対して偏見とおつしやるのはお返ししておきたいと思つて。

そこで、次に質問させていただきます。就労資格証明書についてですけれども、就労資格証明書の必要性ということに非常に疑問があるわけですね。今回の在留資格の別表は、日本国内における経済活動の可否をわかりやすく識別できるようにした、そういう目的でつくられたということになっております。それであれば、原則として経済活動の可否の識別は在留資格を見れば可能であつて、さらにまた就労資格証明書を設ける必要はないと考えますがいかがですか。

○政府委員(股野景親君)　この新しい法改正に伴ひまして新しい在留資格が出てまいります。そういったしますと、在留資格について我々の運用の仕方において、どの在留資格が収入を伴う活動ができるかどうかという点は明らかにするよう努めていくわけでございますが、同時に国民の側の方からこういうことについて、さらにこれをいけば補助する方法として、そういう就労ができるのだということを証明する、そういうことについての御要望もあると考へられますし、またそれをするのが我々の方の当局としてのまた便宜を国民及び外国人の方にとつてお図りするゆゑんでもある、こういうことでございまして、あくまでこの制度はそういう意味で、御要望があつたときにこれに應ずるといふ、そういう趣旨でこれを運用してまいる考へてございまして。

○清水澄子君　次に、就労資格証明書により経済活動の可否の識別が必要なのは活動内容が一律でない特定活動、別表第一の特定活動ですね。それから、本来の活動内容以外の経済活動を資格外活動の許可を受けてなす場合、これなどに限られるのではないのでしょうか。

○政府委員(股野景親君)　特定活動について、もちろん就労資格証明書というものを御希望になる場合にこれがお役に立つてあらうといふことではございますが、それ以外につきましてもいろいろな形で、例えば別表第二の方で日本において特段の活動に制約のない方たちの側からも、その趣旨をもう一遍明らかにすることについての

御要望がある場合に、それを明示的にするという意味においてこういう就労資格証明書というものがやはりお役に立つだろうと考えておりますので、その意味で、ただいま先生の御指摘になった特定活動あるいは資格外活動というもののについての便宜性もあると思いますが、それ以外の在留資格についてもこれは有効性があるものと考えております。

○清水澄子君 あとやはり就労資格証明書についてですけれども、別表第二の在留資格については就労資格証明の必要はないわけですね。

そうして、もう一つ一緒に聞いておきたいんですが、指紋押捺拒否者に対しても申請書類が整っている場合には証明書は発行されるのか。

もう一つ、また在日韓国人の政治犯というのがまだ何人もあるわけですが、そういう方々が日本に帰ってこられたときの在留資格はどのようなになりますか。

○政府委員(股野景親君) まず、就労資格証明書の内容について別表第二の方の方についての御質問がございましたが、これはもとと就労資格証明書があるなしにかかわらず就労というものは可能でございます。就労資格証明書というものは、そういう意味でそれをいけば明らかにするための補助的な手段でございますので、別表第二の方の方には就労資格証明書を持たずとも就労はもとより可能でございます。

それから外国人登録法上の指紋押捺を拒否した方たちに対する就労資格証明書の御質問がございましたが、これは、就労資格証明書というものは既に与えられている在留資格あるいは資格外活動の許可に基づいて当該外国人が就労できる者であるというものを証明する文書として交付するものでございますから、仮に申請者が外国人登録法上の指紋の押捺を拒否しているときにおいても、その人が就労し得る者である場合にはこれは交付をされることになります。

それから今政治犯という言葉をございましたが、外国にいる方が日本に帰ってくる、そしてそ

れは日本では別表第二の本来資格を持つべき人が帰ってきた場合にどの資格に該当するか、こういう御質問であらうかと思いますが、この場合、我々別表第二の中で考えますと、例えば定住者ということもそれとも一つの適用があるものと思えます。

○清水澄子君 時間がありませんので、次に労働行政の運用実態について労働省の方にお伺いしたいと思えます。

去る七月二十五日に「職業安定行政における外国人労働者問題への対応について」という労働省職業安定局の通達が出されていると思えますけれども、この文書は七月二十五日の時点で出されているわけですが、まだ国会で審議にも入っていないわけですが、今回の入管法改正案の内容を周知徹底するという項目があります。それは、行政府が立法院で判断される前にそのような通達を出すというのは、やっぱり官僚優先と今日言われて、非常に弊害が出ていると言われているわけですから、立法府を全く軽視されたものだと思いますけれども、その点はどのようにお考えになりますか。

○説明員(吉免光顯君) 確かに私どもの方から七月二十五日付で各都道府県知事に対して通達をいたしております。

その内容は、外国人労働者問題についてその事業主に対して指導をするという点が一点、それから不法就労に係る実効ある対処という点が二点目でございます。三点目には、現実には外国人の求職者が求職活動に公共職業安定所の窓口に来ております。そういう面での対応について三点目として実は内容を指示したわけでございますが、これらの内容は現行法で当然事業主に理解を促しているだけで内容でありますとか、今申し上げましたような具体的な求職活動に対する対応をうたっておりまして、新しい法案とのかかわりのない対応の部分で指示を出したところでございまして、御指摘のような点はないというふうに考えております。

○清水澄子君 これは全然そういう私の指摘をしたことは当たっていないとおっしゃるわけですか。

ね。

この中に、集団的な周知、啓発及び協力要請をしていくという中に、周知、啓発の内容としてはという中に、出入国管理法の、この入管法の改正案の法律の内容と書いてあるんですね。それは全然関係がないわけですね、七月二十五日の時点で。どうなんですか。

○説明員(吉免光顯君) 現実的に事業主の方で例えばよく状況を知らないために誤った理解をして不法雇用をしようとか、そういうことがやはりあるわけでございます。そういう点での理解を求めるといって、例えば集団的な指導をお願いする等の啓発活動を指示したわけでございます。

そういう中で実は入管法の改正の動きもございましたので、そういう動向があるということをお話し、御説明するということをお願いしているわけで、その内容について事業主に周知徹底を図る、あるいはこうなりますよと、そういったことをお話しするということ趣旨にしたものではございません。

○清水澄子君 私は大変大きな言い逃れだと思えます。

それは、まだ法案が決まっていけないものを、先にそういうものを徹底するよりも、むしろ今まで決まっている、いろいろ法的に処罰の対象になったりまたは不法であるということになるものを、むしろ今日まである決まっているものを徹底されるのが労働行政だろうと思えます。その点ではこの辺を私はやっぱり反省していただきたいと思えます。

次に、実は十一月三十日のときに、やはり同僚の北村議員の質問にしまして、労働基準局の関係ですけれども、入管法上不法就労である外国人労働者が労働基準監督官に対して申告、相談を行ったときは、入管当局に対して原則として通報を行わないというふうにお聞きしたと思えます。そこで、だから労働基準局はそういうやっぱり労働者側の保護に立つということをここで原則と

言ってくださったんですが、あえて原則としてとおっしゃるのは、そのほかに何かあるんでしょうか、例外とか。その点をぜひお聞かせいただきたいと思えます。

○説明員(氣賀澤克己君) ただいま御指摘ございましたように、労働基準監督機関といたしましては、申告、相談等におきまして不法就労事実を把握した場合におきましては、これは原則として情報提供を行わないという扱いを従来からやってきているところでございます。

この点につきましては、原則としてという言葉が入っておりますけれども、申告相談事案の中にはいろいろな事案がございまして、例えば大変たくさんな不法就労の外国人を雇っておられる、そしてその労働条件が大変劣悪である、例えば労働災害が繰り返し発生するおそれがある、そういうものを放置しておきますとそういうふうな状態が温存されていくというふうなおそれがあるような場合には、そういう関係を除去するような必要がある場合もあるのではないだろうかというふうに考えまして、ごく例外的ではございますけれども通報する場合もあり得るということで、原則としてという表現をとっているところでございます。

○清水澄子君 そのごく例外的ときがあるということ、やはり文書に出ているんですね。それらの通達の中には、それらは労働行政の中ではできないものなんですか。入管局に通報しなければならぬ内容として例外があるわけですか。

○説明員(氣賀澤克己君) 私ども労働基準監督機関として、まず、労働基準法等の違反状態を是正させるということで最大限の努力をいたすわけでございますけれども、どうしてもその関係自体を除去しなければそういう状態が改善できないというふうな事態も考え得るのではないだろうかというふうに思っています。ごく例外的でございましてけれども、通報する場合もあり得るというふうな考え方を一応持っているところでございます。

○清水澄子君 これはこの間やはり参考人の皆さん方の中でも花見さんもおっしゃっていましたたけ

れども、この入管法に基づいて労働行政がなされ
るとすればそれは全く労働行政の後退である、大
麥問題だということの御指摘もありました。ぜひ
そういう点も、今後労働行政本来の業務にやはり
専念していただきたいし、強化していただきたい
と思います。

次に、この特定活動新設の理由をお伺いしたい
わけですが、この特定活動というのは、具体例は
一体どういうものが特定活動なのでしょう。

○政府委員(股野景親君) これは、年度の改正に
おきまして新しく設けました在留資格によりまし
て現在の外国人の日本における活動の多様化に対
応するということが我々の意図しているところで
ございますが、なお、外国人の活動の多様化とい
うことにかんがみますと、必ずしも類型化とい
うことで十分に対応し切れないものというものが今
後考え得るわけでございます。

そこで、そういう類型化ということに今の時点
で必ずしもなじまないようなもの、こういうもの
について法務大臣が特に指定する活動ということ
を考えているわけでございます。これは先般の
御審議にもお取り上げいただいたわけございま
すが、具体的に我々として今念頭にあるのは、例
えばワーキングホリデーに係る日本の在留外国
人、こういうことで考えております。

○清水澄子君 家事使用人というのが前にカテ
グリーがありましたね。そういうものも入るわけだ
すね。だから、そういうのがなかなかわからない
ですね、今一つだけおっしゃるから。その特定活
動の中身は何なのかということもぜひお示しいた
だきたいと思ひます。後ほど資料をいただきたい
と思ひます。

それから定住者新設の理由です。それもその具
体例をおっしゃっていただきたい。

○政府委員(股野景親君) まず、特定活動という
形につきましては、今委員御指摘のように、外交
官等の個人的使用人というものもこれに当たるこ
とになろうと考えておりますが、そういう例につ
いては、また別途お示しをいたしたいと思ひます。

それから今度は、定住者の在留資格につきまし
て、これは在留期間の制限というものはあるけれ
ども在留活動上の制限はないというものがこれに
当たることになりませんが、具体的には、閣議了解
に基づいて今まで受け入れておりましたところのイ
ンドシナ定住難民というものがこれに当たります
し、また、難民条約に基づいて庇護を受けること
になるいわゆる条約難民というものもあろうと思
います。また、日本人ということも必ずしも確認
するに至らなかったような例えは残留孤児の方々
あるいはその家族の方々、こういう方たちも入っ
てくると考えております。

○清水澄子君 次に、特定活動と定住者の地位に
ついては告示で定めるとされているわけですが、他
の資格は省令となつていっているんですが、その違ひで
すね、それが一つ。

それからもう一つは、他の資格の身分、地位は
在留とされていますけれども、定住者は居住とさ
れているわけですから、その理由についてお聞かせく
ださい。

○政府委員(米澤慶治君) ただいま局長が申し上
げましたように、非常にバラエティーに富んでお
りますために、その一々につきましてやはり公に
知らせる必要があるだろうということから省令に
せず告示でその都度官報に公表するということ
にしたわけでございます。

○清水澄子君 次に、協定永住三代目以降の在日
韓国人の在留資格はどこに当たるのですか。そし
てまた、国際結婚による国籍留保の状態になる協
定永住三代目の方がもし韓国籍を選択した場合に
は、この改正法ではどの在留資格に当たりますか。

○政府委員(股野景親君) まず、現在の在日韓国
人、朝鮮人の方々のほとんどが協定永住の許可な
いしは入管法上の永住許可を受けておられますの
で、そういう意味で永住者のカテゴリーに属され
ることが一般的であらうと思ひます。

また、それじゃその第三世代の方たちについて
どうなるかということの問題がございしますが、こ
れは先生も御存じのとおり、在日韓国人の方々の

第三世代の方々について現在日韓両国政府間で協
議が行われております。そういう協議を通じて双
方の満足し得る結論というものを見出すというこ
とで配慮をしまつてまいることとしたしております。
それから今の、日本の国籍とそれから韓国の国
籍の二重国籍の方についての御下問でございますが、
この点は、もし二重国籍者の方が外国の国籍
を選択することによって本邦において日本の国籍
を離脱される、こういう場合には、これはまず在
留資格の取得の申請を行われる必要があります
が、その場合にその方が引き続き本邦に在留する
ということをご希望されるときは、これは入管法上
最も安定した地位である永住者の資格が与えられ
ることになると思ひます。

○清水澄子君 もう時間が参りましたので、もう
一つだけお尋ねして終わりたいと思ひます。
この別表第二の「永住者の配偶者等」並びに「平
和条約関連国籍離脱者の子」など、つまり日本の
植民地支配によつて、そういう歴史的な関係の中
から日本に住むようになられた在日韓国・朝鮮人
や元台湾の方——中国人ですね、そういう方々の
在留資格や法的地位というものをこの一般的な外
来外国人の入国管理の法律の中で同一に扱ってい
るということには非常に無理があると思ひわけ
です。ですから、今後こういう人々には日本が
もっときちんと、戦後の迷惑をかけた民族であ
るわけですから、そういう面でも私はこれは別建
ての立法化が必要だと思ひますけれども、その点
につきまして法務大臣のお答えを伺いたいと思
ひます。

○國務大臣(後藤正夫君) お答えいたします。
在日韓国・朝鮮人また台湾の人たちの法的地位
の安定につきましては、その歴史的な経緯等を踏
まえまして、従来からも可能な限りの配慮をして
きているところでございますが、今後これらの者
の子孫につきましても安定した法的地位のもとで
生活ができませんよう、適切な配慮を行つてまい
るよう努力いたしたいと思つております。

○千葉景子君 時間が限られておりますので、同
僚の清水委員から質問させていただいたことな
ど、できるだけ重ならないような形で質問させて
いただきますというふうに思ひます。
まず、難民認定問題について何点かお伺いをし
たいと思ひます。

まず、難民認定申請数、処理数。その中では認定
されたもの、不認定のもの、審査中のもの。それか
ら処理に要する時間。それから日本へどうい
う経路で入国されたか。これについて、難民条約批
准後の数で結構ですので、まずお知らせをいた
だきたいと思ひます。

○政府委員(股野景親君) 御質問につきましてま
とめてお答え申し上げます。
まず、昭和五十七年一月に難民認定制度が発足
をして以来、平成元年の、本年でございますが十
一月三十日までの難民認定の処理状況について申
上げますと、申請数は総数で八百五十七ござい
ます。そのうち、自分からその申請を取り下げ
たケースが百三十七ございします。そこで、申請実
数としては七百二十ということになります。その
申請実数七百二十に對しまして、これまで難民の
認定を行つた数は百九十四ございしました。それ
から、不認定の結論を出しましたものが四百八十
四ございしました。今審査中というものが四十二と
いう数になつております。

そして難民認定に要する時間でございしますが、
これは難民の認定ということ自体が外国にかかわ
ることでありまして関係方面への事実の照会など
に非常に時間がかかるということが一般的にござ
いまして、そういう事情のもとで、平均的に申し
ますと一件の認定案件についての処理に要する時
間は一年余りとなつております。

それから、認定を申請される方が日本へ入国し
てくるルートという点でございしますと、これはこ
数年の状況を見ますと、ほとんどが短期滞在と
いう形でまず日本へ入国して、そして難民認定申
請を行うという状況になつております。

○千葉景子君 日本の場合というのは難民の認定
が国際的に見ても大変少ないというふうに言われ

ております。そして、その一つとして難民調査官が難民の認定申請を受けつけることを余り好んでいないのではないかと、あるいは受けつけにくいような事由があるのではないかとということも言われております。もし申請がやりにくい、あるいは不備などがあって受けつけることが困難だということな状況がありましたら、そういうものを是正して、できるだけ外国から来た方のそういう難民申請をしたいという気持ちで率直に受け取られることのできるような措置をとっていただきたいと思いますが、その辺の実情はいかがでしょうか。

○政府委員(股野景親君) 難民認定申請がございました場合に、これがきちんと法の要件にかなった申請であればこれはすべて受理するということが臨んでおり、またそういうことで入管局内部で徹底をいたしております。もし申請書などに不備な点がある、そういう点があればこれは是正をして、そして申請がきちんと行われるように難民調査官の方でその申請者に指導を行うということに心がけております。

そこで、先生が御指摘になりましたような、何か受理について難しいというような状況はないと我々考えておりますが、そういうことについては受理がただいま申し上げましたようなことで適正に行われるよう今後とも十分心がけてまいりたいと思っております。

○千葉景子君 難民申請をなさる皆さんですけれども、申請者に私は難民だということを立証させるということは極めて困難な問題でもございませう。例えて考えますと、国を出てくるときに、難民ということになりますから例えば反政府的な考え方を抱えている、こういうことになりまして、それをその政府からあなたたちの国の反政府的な人間だというようなお墨つきをもらって出てくるなどということは考えられないわけであって、そういう意味では何か文書などで証明をするといううなことは大変難しいことだというふうに思うんです。そういう意味では、証明する手段などに

ついて何かやりやすいといいますが、考慮をすべきところがあるかと思えますけれども、これについてはどんなふうにお考えでしょうか。

○政府委員(股野景親君) 御指摘のとおり、難民申請される方はしばしば自身自身の十分の資料を持ち合わせないで日本に到来するということ事態がございまして。それがゆえに、その申請が客観的に立証されるものかどうかということについて本人の側の申し立ては十分にこれを聞く。そしてその申し立てについて、今度はそれを客観的に裏づけることができるかどうかという点で、これが認定申請に対する審査で一番時間がかかるところでございまして、これは事が外国にもかかわることでございますので、本人の立場にも十分配慮しながら、当該外国の状況、そしてまたその本人が迫害を受けていたと言われる実際の状況について個別具体的に入管局としてできる限りの手を打って調査をいたしております。

したがって、本人が基本的には立証すべきものでありますが、その申し立てについては十分当局の方でもこれに耳を傾けますと同時に、それを裏づける調査については入管当局の方で非常に努力をして行っているという実態がございまして、この点については今後もそのように行っている所存でございませう。

○千葉景子君 ところで、難民認定申請中の外国人の方の場合、一時庇護による上陸許可を得ている場合はともかくとして、短期滞在ビザで入国をされた場合というのは難民認定申請中に在留期間が経過してしまふ、こういう場合が考えられます。先ほどのお答えの中でも処理に要する時間がほぼ一年ぐらいい、中には二年程度かかるものもあるというふうな事前にお答えをいただいているわけなんですけれども、これをもうちょっと早く処理できないものか。できるだけ迅速にということもあるんですけれども、このような場合、申請者に対しては審査中どのような措置を講ずることになるのでしょうか。

○政府委員(股野景親君) 短期の滞在という形で日本に入国された方から難民認定申請が行われますと、御指摘のように在留期間が経過するという問題がございまして、そういう場合には申請中に在留期間が経過するというところにかんがみまして、その方から在留期間の更新の申請があれば原則としてこれを認めることにいたしております。また、もし仮に不法残留というような状態になりましたら退去強制手続ということが既に進行しているという状況下であります。その場合にも難民認定申請というものが実際にそこであれば、それはそれに十分留意して退去をその時点で強制するということはない、申請をきちんと審査して結論を出すということで臨んでおります。

○千葉景子君 難民認定については時間が大変かかるという問題もございませうけれども、西ドイツなどのように、入管とは別な形で客観的な第三者的な機関というんでしようか、そういうものを設定して扱うような方向を検討してもよろしいのではないかと思います。その点はどういうふうにお考えでしょうか。

○政府委員(股野景親君) 難民認定申請される方は外国人であります。かつ日本におられるという状態があります。そういう点でいいますと、外国人の日本に対する入国及び在留のことを預かる入管当局の行政とまさにそこで接点があるわけございまして、そういう観点から日本の場合には入管当局がその難民認定申請を行うのが一番いいというふうにお考えしております。

○千葉景子君 これはなかなか難しい問題はあろうかと思えますけれども、ひとつ検討課題にしていただきたいというふうに思います。次に、ちよつと仮放免にかかわる問題についてお尋ねをしたいと思いますが、今回入管法の改正によりまして就労資格証明書という制度ができましたが、仮放免中の者に対して事実上就労が認められているというのか許されているというのか、ということと就労されておりますが、就労資格証明書をもし求められれば発行する予定はございませうか。

○政府委員(米澤慶治君) 仮放免中の外国人とい

いますのは二種類ございまして、分けてお答えいたしますが、退令発付前、つまり退去強制令書発付前の、刑事手続でいけば容疑者の段階といいますが被疑者の段階あるいは被告の段階、まだ判決が出ていない、こういう人たちが仮放免になっております場合には、従来持っておりまして在留資格を背負っておりますので、その在留資格が就労のできる在留資格である限りにおいては就労資格証明書を提出することにならうと一般的には思います。

それから、退去強制令書を発付されて仮放免というのとは時としてございませうけれども、この場合には、在留資格をまず持っていないのが普通、もう追いつけられないで例えれば身辺整理とかいふようなことで一時的に出られる、この場合には就労が原則として認められておりませんので、就労資格証明書を申請されてもそれはとても発行できることにはならない、この二種類に分かれるかと思えます。

○千葉景子君 事実上就労している場合などに付与されないということで、働くことがかなり厳しくなるのではないかなというふうに思うんですが、ぜひ仮放免中の場合についても就労あるいは滞在といいますが、それが困難にならないような形で対処をしていただきたいというふうに思います。

ところで、難民問題にもかかわることでございますけれども、日本の国内の者も当然ながら、外国の皆さんに対してもやはり人権を守るあるいはそれを確保するということになりまして、やはり裁判を受ける権利を実質的に保障していく必要があるだろうというふうに思うんですね。そのためには実質的な裁判を受ける権利、弁護人依頼権などを保障する制度としては法律扶助事業というのがございまして、そして金銭的にそれだけの余裕がないというような場合でも裁判を受けることができるというバックアップをしているわけですが、最近の法律扶助事業としても難民に対する

法律援助事業というのが大要活発に行われております。今般法律扶助協会は、東京都支部などを中心として、外国人労働者のための国際法律扶助基金というものを設定して、外国人労働者に対する法律援助活動などを開始して、こうと決定をされたようでございます。

憲法の理念からしますと、やはり国民の裁判を受ける権利、それから国民といいますが、だれもが裁判を受けられるということを実質的に保障していくというの国責務ではないかというふうな思ふわけですね。諸外国ではこの法律扶助という問題が立法化をされたり、あるいはかなり多額の額が国庫から援助をされているというふうにも聞いているところですが、この問題についてこれまでも立法化の問題など検討がさまざまな場で行われているようにも聞いております。こういうことを踏まえまして、法務省でもこの立法化の問題、あるいは制度拡充、補助金額の増額などを含めて積極的に取り組んでいただきたいというふうに思いますが、今後の取り組み方はいかがでしょうか。

○政府委員(高橋欣一君) 法律扶助制度は、我が国におきましては長年いゆる予算補助という形で実施してきておりまして、ずっと実績を積んできたところでございます。

ただ、今委員御指摘のように、外国の例では法律によっているところも多いことは承知しておるわけでございますが、かねてからこの立法化の問題というの議論の対象になってきておりまして、私も人権擁護の立場といたしまして、かねてから法律扶助制度の拡充ということには力を尽くしてきたつもりでございますが、そういう拡充を考へる上で法律扶助制度が今後いかにあるべきかというところは常に検討課題としてきております。その中で立法化の是非ということも含めた検討をしてきておりますし、今後さらに法律扶助制度の拡充ということに向けて検討を続けていきたい、このように考えております。

○千葉景子君 それでは、就労資格証明書、雇用主処罰にかかわる問題につきまして何点かお尋ね

をさせていただきたいと思ひます。

先ほど同僚の清水議員の方からも何点か確認をさせていただいたわけですが、今回の雇用主処罰について、七十三条の二第一項一号、これは外国人に不法就労をさせるということでございまして、これはこれだけとてみますと要するに資格外で労働している者を雇ったら処罰をされるというふうにも読めるわけですね。しかしながら、日本のような非常に重層的な雇用関係がある、建設業などに見られるような場合が多いわけですから、元請の方からやんやと催促をされる、納期は迫られる、人手は不足である、わかるけれども働いてもらおうと、こういう本心に善意の雇用者もいるわけですね。それから単に本心に町工場で働いてもらっている、うまくいっている、何らかに特別に周りに害悪が加わるわけでもないというふうな場合もございまして。

こういうことでも処罰をするということになりますと、やはりこの立法趣旨から見ても、悪質でそれによってさまざまな利益を得たり、あるいはブローカーなどの暗躍をこれによってできるだけ防止しようという趣旨から見ると、そういうものまで罰するということがいかにがなものであるかというふうに思ふんですけれども、この辺の歯どめといいますか基準、そういうものをちよつと明確にしたいなと思ふんですが。

○政府委員(米澤慶治君) 今委員御指摘の歯どめもしくは基準というのは、なかなかこれは明確にしたいものがございまして。と申しますのは、例えば仮に悪質というような枠をはめたとしたとしても、犯情悪質といふのはいろいろあるポイントを調べましてそれを総合判断いたしますので、こういう点があれば悪質だとはなかなか言いがとうございまして。

しかしながら、御承知のようにこの罰則をつくります趣旨、目的、そのようなものは御審議の過程で十分明らかにしておりますので、罰則は当然のことながらその趣旨に沿って運用され、また適正な運用の範囲にとどまるであらう。先ほど

清水委員にお答えいたしましたけれども、観点を交えて申し上げますと、入管行政目的を達成するためでございますので、行政を担当する当局といたしましてはまた行政指導等の面からの是正措置を雇い主等に求めてそれによって入管行政目的を達するということも考えております。

ただ、ここで一言申し上げますが、例えば個人がたまたまベビシッターを雇った、それが就労することのできない女性であることを知って雇ったというふうなことが入らないというふうな配慮から、例えば事業活動に關しいうことを書くということも考えましたし、それから雇用した者という書き方をしなかつたのは、雇用に限りますんで例えば労働者を派遣するようなものもありまして、事実上、雇用契約なんてなくて何らかの不法就労活動をさせるという態様もございまして、裸でそこを書いてある。したがって、今申されました重層構造での請負形態を持つておる建設業界において仮に一番下の方だけが足元をすくわれるというふうなことのないように、つまりもっと上の方でそれを知つてそういうことをさせているというふうな人、雇用主じゃなくて、そういうふうな者も捕捉できるようなという、構成要件の上ではあれこれ配慮したつもりでございまして。

○千葉景子君 単なる善意に雇った者を処罰しませんが、せんとは多分おっしゃれないと思ふんですが、この規定からも、ただ、ぜひその趣旨を踏まえて慎重に対応していただきたいというふうに思ひます。

それからもう一点、第二号、これは「外国人に不法就労活動をさせるためにこれを自己の支配下に置いた」という要件です。ただ、例えば暴力団とかあるいは売春組織などから逃げてきた、そういう者を何とか人権保護の面から救つてあげたいというところで自分のものに置いて、生活しなきゃいけないから働きに出かけていたというふうなケースがあります。

権救済の活動をなさっている市民の方も多いわけですから、こういう場合でもやはり処罰をされるということになりますと、これはまさに本来は国でやらなければいけないことを市民がかわつてやっている部分、それまでも処罰をするなどということは到底考えていられないと思ひますが、いかがでしょうか。

○政府委員(米澤慶治君) 具体的な事実関係にもよりますけれども、今のような例えば強制労働させられているところから逃げてきたのを、その方の人権を守るためにこれを収容されて三食を提供されておるといふような、そういう行為がこの構成要件によって処罰されるとは私も考えておりませんので、その点は問題がないだらうと思ひます。

○千葉景子君 ぜひこの点には温かいと思ひます。きちつとした対応をしていただきたいと思ひます。

ところで、先ほどから法務省の方からも御答弁が出ていますけれども、この罰則規定だけですべて何事も処理しようとは考えていないということもございまして、現在の体制の中では違反を残らず摘発するなどということに到底不可能なことなわけですね。このような不可能であるということもかわらず、その罰則のみつけていくというのは一体どういう効果があるんだらうかというふうなことを考へるわけですね。逆にこの規定によつて、これは本当にる指摘をされておりますけれども、むしろ良心的な雇用者というの外国人をでるだけ避けていく、そして、そんなことは構わぬよと裏に回つて経済的な利益を得ようというところで暗躍をする、そういう部分をむしろ増大させるのではないかと懸念というのはどうしてもこれはぬぐい去れないわけですね。

ますます不法就労を潜在化させて、今でも実態把握というのは難しい、それをより以上に困難にさせてしまふのではないかと。それによつて人権侵害の増大のおそれということもこれは考へられるわけですね。私からいふと何か害あつて益なしみたいな、極端に言へばそんな気がするわけですね。罰

則というのはそういう意味では、法律の中でもほかのことをすべてやって最終的にこれしかないというときのやはり手段だと思ふんですよ。たゞ重要な質問になりますけれども、どうお考えですか。

○政府委員(米澤慶治君) 委員も法律家であらせられますので御承知と思いますが、罰則だけすべてのことが解決するということは法律家の内部では解決するものではないというのが常識でございます。

当然のことながら、反社会的行為がもしありとすれば、それがいかに反社会的であるかということ自体を社会にいる人たちに十分広報、宣伝をいたしまして、身みずからがそういうことをやらないうようにしていただくというのの一つの方法でありましようし、あるいはさきに申しましたような行政指導に基づきまして過ちに気がついていただいて是正を図っていただくというのも一つの方法であらうと考えるわけであります。

したがって、罰則をつくったからこれで大丈夫、これでいくな、これだけでいくなというところは毛頭考えていないわけですが、過日参考人の意見聴取を聞いておりました場合にお話が出ておりました、劣悪な条件の下にある移住並びに移民労働者の機会及び待遇の均等の促進に関する条約、これは我が国は未批准ではございますけれども、この条約の話が出ておりました。その第三條でも、雇用関係等におきまして移民労働者等が劣悪な条件に置かれることが多いので、そういった事態をある程度制圧するために雇用主、雇用する者に十分な対処をせよというふうなことが条文中に盛り込まれておるわけでございます。

これは雇用主だけを書いておられますが、私もまたいたしましては不法就労活動自体がやはり反社会的、これがふえることは大変問題だろうと思っております。そうとすれば、その防圧の一つの手段としてやはり雇用主等に対する罰則規定は有効であらうと思ひます。ただ、それがそれだけでできるかとおっしゃれば、それだけではなかなか難しゅうございいますから、関係省庁や関係団体の

方々との御協力を得て広報をし、誤つてそういうことを、雇わないような社会をつくっていきたいと考えておるわけでございます。

○千葉景子君 当然のことですけれども、罰則を設けるとすれば、逆に言えばほかの面、人権を保障するそういう手だてがあるか、あるいは外国人が活動する上でいろいろな保障がなされているか、そういうことを整備した上で罰則の問題というのが出てくるのが本筋ではないか。先に罰則が出てくるというのはこれはいかにも突出をしたやり方ではなからうかというふうに思ひます。その辺十分注意をいただきたいと思ひます。

それと関連をいたしまして、今回就労資格証明書の交付というのを導入をされておるわけですが、先ほど、罰則によって逆に悪質者がふえるおそれがある。この就労資格証明書も、最近旅券などを見ても偽造などの手口が非常に巧妙なものがふえているわけですね。そうするとこの就労資格証明書というののも例え偽造とかブローカーの介入があるなどによってこれもまたむしろ悪質な雇用者とかを介在させる、そういうものにつながる可能性がなきにしもあらずだというふうに思ひます。こういう偽造などにつきましてもどのような対処をされていくつもりでしょうか。

○政府委員(米澤慶治君) 確かに委員御指摘のように、パスポート等につきましても、特に外国のごときですが、精巧な偽造旅券が出回つておるのは事実でございます。したがって、ある種の公の証明書のようなものをつくり出す場合には、偽造を避けるためにいろいろ工夫をしていきたいと考えておられます。現在書式あるいはその他紙質とかいうのを吟味しておるところでございます。遺憾ながら、ある制度ができませんとこれを悪用しようとする人は常に存在いたしますので、偽造事件を全く皆無にするということとは不可能でございまいしょうが、最善の努力をしたいと思ひます。

○千葉景子君 それから就労資格証明書というのは、これは義務ではない、発行を求める者に付与

するということ建前にはなっているわけですが、それと、やはりこれによって持たない者と持つ者、その差というのが現場の中においては出てくるだろうというふうに思ひます。

それと関連しまして、就労資格証明書については、例えば就労に全く制限のない永住者の皆さんなどについては働くことができるわけですから、これによって、また、もたらなきやいけない、もしこれを持っていなかったらばおかしきやないかという、またおかしき差別ということもなりかねないというふうに思ひます。こういうことについては、法務省としては具体的にこういう不利益が生じないようにどんな対処をなさっていくつもりでしょうか。何かお考えはありますか。

○政府委員(股野景親君) 外国人の雇用の問題につきまして、これは国内で幅広く御理解をいただく必要がございまして、現在労働省側とも御協力しながら国内での広報、啓発のキャンペーンというものを実施いたしております。そういう機会に事業者側の方々あるいは関係の各種団体の方々に對しましてこの制度の趣旨を十分に御説明するということによってこの本来の趣旨が生かされるように十分心がけたいと思つておられます。この入管法の改正を御承認いただきました場合にはこれに伴う広報活動というものを、これは既に現状のもとでいろいろ実施しておりますが、それさらに積極的にいうことによってこういう点について正しい理解が得られるということに十分努力をしてみたいと思ひます。

○千葉景子君 私は、これは法務省の過剰なサービスとか中途半端なサービスというふうな感じがするんですね。というのは、この就労資格証明書によってそれじゃ労働関係の部分がこれを基礎にして何らの保護をされるような基盤になるかといへば、そうでもない。偽造などによってこれがまたむしろ悪質に利用されるおそれがある。そしてさらには、この就労資格証明書を持つ持たないかでむしろ差別などをもちやす。何か

余りいいことはなくて懸念される部分の方が多い。だとすれば、そんなサービスは余り無理しておやりにならない方がよかつたのではないかと、うふうにも思ひますけれども、これについては、今回導入をされるというふうなお話ですけれども、やはり推移を見て、あるいはいろいろな問題点を考えて再検討してみる、労働省なども相談をして再検討してみたいかというところはいいがですか、お考えになりませんか。

○政府委員(股野景親君) 新しい制度でございますので、確かにその制度を開始するに当たりまして必ずしも十分御理解いただけない面というのは残ると思ひますので、そういう点についての配慮というものは、先ほど申し上げましたような関係方面に対する周知徹底ということの努力でぜひしてまいりたいと思つております。

そしてまた、その実際の運用につきまして、これは運用しているいろいろな御意見もあらうと思ひますが、こういうものは行政全般という観点から一つの制度についてのいろいろな御意見というのはその後の運用について参考になさっていただくという精神のもとで、この就労資格証明書も一番適正な運用ができるよう配慮していくということには心がけてまいりたいと思ひます。

○千葉景子君 運用の適正というのはなかなかこれをどうやってやるのか私も具体的にいま一つわからないわけですが、例えばこれは将来の問題としてわかりませんが、就労許可証とか雇用許可証のようなやり方をとっている国もありますね。そういうことも含めて、何か中途半端なものをここで導入するといふのはいかがなものか。しばらくこれを使わずに様子を見る、凍結をしてみたいというふうなことを考えてもよろしいのではないかとと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(米澤慶治君) 先ほど委員が御指摘なさいました就労資格証明書は過剰サービスじゃないかという点から申す、ちよつとお言葉を返すようにで恐縮ですが申し上げたいと思ひます。

と申しますのは、御承知かと思ひますけれども、

インドシナ半島からおいでになつています定住難民の方々、日本に定住を許されている定住難民の方々が例へば公団住宅に入るとか家を借りるとかあるいは就職をするとかの場合に、当然働けるわけでございますけれども、そのことを証明してほしいという希望を持っておられる方がたくさんございまして、これは法律に基づいてやっておりますけれども、難民事業本部がプライベートといへばプライベートですが身分証明書を発行いたしましたして、それに就職することができるとかあるいは公団住宅にも入ることができるとかいうことを書いてある証明書がございます。これは法律に基づいてございまして、これが非常に貴重だとされているという一面もございまして、先ほど局長が答弁いたしましたように、いわゆる特定活動で入られた方あるいは資格外活動の許可を受けた方あるいは場合によりましてはその他の方々でも、言葉の自由な方々にとっては、自分が就職できかつ報酬を得られるんだ、そうだから家を借りたときに家主さんになるべき人にその説明をしたい、その場合には非常に活用幅があるんだらうと思ひます。

他方、委員御指摘のようにいろいろな危惧が各界から指摘されておられることも私十分承知いたしておりますので、運用をいたしましてその運用の中においてもしも問題があるというようなことであれば、十分またそれらの御意見を拝聴して検討していくという方法をとってみたいと思ひます。

○千葉景子君　ところで、今永住者の方の問題もちょっと指摘したんですけれども、現在滞在しているいわゆる資格外の労働者の方、とりわけいろいろな事情で朝鮮半島などから密入国をして家族のもとへ、あるいはいろいろな事情で戦後の混乱の中でという方がたくさんおられると思ひますね。その実態というのは法務省は把握なさつていらっしゃるのでしょうか、どの程度。

○政府委員(股野景親君)　歴史的な経緯といううなこともあつてある時期に日本へ不法入国をし

て在留資格というものを持たないでそのまま滞在しているという人たちがあつたというところは、これは先生御指摘のとおりでありまして、ただ、事情がやはりそういう入国の経緯にかんがみましておのずと明らかになるというところではございませんで、我々としても実態を十分把握するということには困難を感じております。

ただ、いろいろな情報というものを総合して我々の方で推測をいたしますと、朝鮮半島の出身者の方というものが中心になります、こういう潜在的な不法入国に係る居住者というものは現時点で数万人という単位であらうと考えております。

○千葉景子君　本日に推測の範囲でも数万人、こういう皆さんは、今回の改正によりまして、就労資格証明書などもこれは資格がないということと交付を受けるわけにはいかない、何かあつたときに雇用主からどうかと言われるようなことも、今非常にびくびくなつていられるようなケースもあるのではないかとこのうふに思ひますね。附則に、従来から就労していた者については処罰をしないといううなこともあるんですけれども、これまた証明をするというのでも難しい問題点を残します。

そういうことを考え、それからもう長年にわたつてこの日本で暮らして、生活もここに基盤がある。もうどこへ帰つても、むしろそつちがもう生活をするには不適切な土地になつてしまつていて、あるいは人道に上ることも、今また出ていっていただくなどといううなことも非常にこれは人道上の問題がある。

こういうことを考えますと、こういう新しい法律を導入する、そして改めて資格をきちつと付与していただくとなつていられるならば、こういう機会にこういう長年にわたるいろいろな経緯もあつて滞在をされる皆さんに対する救済ですね、どこかで決着をつけて救済をしていく必要があるのではないか。そういうしませんが、いつまでもこういうお互いに不幸な状況を含み込みながら法

の運用をしていかなければいけない、そういうことにもなりかねないわけですが、いわゆるアムネステイといううな言われておりますが、これを何とか検討されるお気持ちはありませんか。

○政府委員(股野景親君)　今委員御指摘の、長年日本にもう既に滞在をしておる、そしてその間に例へば地縁血縁といううな関係ができておつて、そういう意味での日本の国とかかわり合ひというものが非常に深まつている状況にある方々についてどうするかというところが法務当局として考えなければならぬ問題ではございしますが、まず従来からこういう方々につきましてはやはり人道的な考慮といううなことを法務当局としてもこれは払ふ必要があるといううな観点で臨んでございまして、不法入国者であるといううなことが明らかになりました場合には、これは退去強制手続といううなことが当然出てくるわけではございしますが、そういう退去強制手続の判断の中で、ただいまの御指摘のうな長年日本でもう居住をした、そしてそういううな日本との御縁が非常に深い、こういううな状況にある方々については、これは人道的な見地からやはり在留をむしろ認めていた方が適切であると判断されるケースが現にございします。

そういう方々につきましては、個別の事情をよく我々実際に吟味いたしまして、私どももそういう吟味には念には念を入れた上で、そういう観点から適当だと考えられる人については個別に在留特別許可というものを現に与えてきておるわけではございします。そういう意味で、その観点からの配慮というものは今後も十分にまづしていくという必要があるといううなことを考えております。

それから今の御指摘のアムネステイの問題でございしますが、これは先般の御議論がございまして、我々の観点から申しますと、この問題のもう一つの側面である今周辺諸国から、日本の近隣諸国から日本に渡航したいといううなことを考えている人が非常に多数に及んでいられる状況において、これのアムネステイといううなものがどういうふうな海外で受け取られるだらうかということも十分に

やはり考えなきゃならぬと思ひますので、そういう現状から見ますと一律に在留を合法化するといううなことについては今の情勢からは適當ではないという感じを持っておるわけではございしますけれども、ただ先ほど来、人道的配慮といううなことを申し上げておりますので、こういう潜在的な不法入国にかかわる居住者の今後のあるべき処遇の仕方ということについては多様な角度からよく検討はしていきたいと、こう考えております。

○千葉景子君　難しい問題であるということも私も承知しております。しかし、本日に歴史的なさまざまな経緯などを考慮してそれは知恵を働かせていただきたいと思ひます。どういう条件なり部分に適用するかとこのうなことも含めて、やはりこれは新しいことをやらう、本来難しいことをやらうといううなことをやらう、どこかでやっぱり勇気を奮ひませんとこれはいつまで行つてもやっぱりやれないことだといううな思ひます。そういう意味では、困難は承知の上でございしても、ぜひどこかで決断をやはりなさつていただきたいと思ひますが、その心構えのうな点だけぜひ少しお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(股野景親君)　今申し上げました考慮をいろいろ払ふべき事情が今多うございしますので、そういう点を十分考えかつ先生御指摘の人道という面もよく考えて、繰り返しになります、多様な角度でこの問題は見ていく必要があると思ひますので、そういうことからよく検討をしていきたいと考えております。

○千葉景子君　時間も限られてまいりましたが、少し今回資格を認められた部分の問題についてお尋ねをしたいと思ひますが、今回改正によりまして、例へば技術であるとか、あるいは企業内転勤であるとか、国際業務であるとか、技能などのうな資格がございまして、いろいろな形で外国人の方が入つてこられるといううなことになるかと思ひます。ただ、これまでの経緯を見ておられますと、例へばこれまでで研修という形で来られていた皆さんがございします。しかし、その実態を見ます

これは本当に研修の名に値するものかどうか、むしろいわゆる単純労働力を導入する一つの手段として門戸が開かれているのではないかとと思われる部分が多いわけですね。

法務省も外国人技術研修生にかかわる実態調査というものを実施されておられます、これは数は少ないんですけれども、その中で、生産ラインに組み込まれてほとんど労働をされていたと判断できるようなケースがあるというように指摘されています。こうなりますと、これから労働の分野でさまざまな新しい資格がふえてまいりますと、これからは入り口で物事をチェックするだけではなくて、本当に十分に気持ちよく働いていただけているのかどうかという部分まできちっと把握いたしませんとこれは研修などと同じようなことの繰り返しになってしまう危険性があるわけですが、この点についてちょっとお聞かせいただきたいと思ひます。

法務省も労働関係について全部責任を持つ官庁ではないと思ひますが、本当に勤務で過労死というのでしょうか、そういう皆さんが出てしまわれるというふうな状況にもあり、これはほぼ各省庁間などで連携をとっていかねばいけない問題だというふうに思ひます。この実態調査で、実際に生産ラインに組み込まれてほとんど労働実態であったというふうな、この調査結果というのは労働省の方はこれは御存じでしたか。

〇説明員（鈴木直和君） 現在、外国人研修生の件につきましては法務省、外務省等で入国の審査の手続きをやっております。その中で研修期間が一年を超えるような長期の者等につきましては労働省に協議がある、そういう仕組みになっております。御指摘の実態調査の件でございますが、その中身を見ますと研修という名で入国しながら事実上は就労している、こういう事例や研修の内容等について問題がある事例、そういったものが上がってきております。したがって、この研修生の受け入れがその本来の機能を十分に発揮しますように法務省等関係省庁とも十分相談していきたい、

かように考えています。

〇千葉景子君 実際にこれは働いていたんだということになりまして、例えば働いたならばそれに応じた賃金が支払われなければいけない。こういう問題は、やはり法務省ではなくて、労働省がきちっと労働者の保護、労働関係法規の適用をするという意味で関与をしなければいけない部分だというふうに思ひます。これからはもうそういう意味では、入り口でどんなふうな資格で入れますよと、入ってみたらとてもじゃないけれども労働条件が劣悪である、あるいは十分な賃金も支払われないというふうなケース、これが別にふえるかどうかわかりませんが、当然出てくる可能性もあるわけです。こういう双方の連携というんでしようか、その辺はどう考えられていくんでしようか。

法務省の側とそれから労働省も、やはり労働者を保護するという官庁ですから、そういう観点でどういうふうなフォローアップあるいはチェックをしていかれるのでしょうか。法務省、労働省それぞれお尋ねしたいと思ひます。

〇政府委員（米澤慶治君） 委員御指摘のような、研修に名をかりまして実は労働者として稼働しておったというケースがよく見受けられますので、確かにそういった観点からは労働省の所管行政の対象として労働条件の確保あるいは労働基準の遵守というふうなことを労働省にやっていただかなければいけません。これは研修とか労働力の導入だけじゃございませんで、一例を挙げますと就学生問題でも同じでございます。本来日本語を勉強しに来る人たちにしましては、やはり文部行政の側からのいろいろな行政的指導を含め、光が当てられなければならない。したがって、これからは日本にやってくる外国人の在留資格のいかんを問わず、関係省庁がたんに広がりていくかどうかと思ひます。

そこで、この間参考人は、例えば労働省との合議について、熟練労働者のところの合議について、現行法では協議になっておるがこれが削除

されたのは後退だという御意見の方がおられたように記憶しておりますが、我々は逆にそうではございませんで、労働行政と法務行政といいますが、入管行政とがタイアップする必要があるというところから、まず入国審査基準につきまして事前にその大枠を労働省あるいは関係省庁と協議をいたしまして決めていく、そして完全に各省庁の基礎的な政策との整合性を合わせた物差しをまずつく

それから個別的には、入れる入れないにつきまして常に情報を交換し、一たん入ってきた者が今申されましたような研修生のくせに労働者として稼働しておったというふうな事例につきまして、これは労働省の方へ情報を提供するような事実上の協議の場を設けていくということと、立法作業過程におきまして労働省と話し合いができておる次第であります。

それから法改正の中でも、職安法の一部改正をやりましたのがその趣旨が一部出ておるわけであり

それから基本計画等もつくりまして、そして入った後の在留活動が各関係行政機関から見えて問題のある者につきましては、各行政機関の御協力を十分賜るといふふうな方向で運用していきたいと思ひております。

〇説明員（齋藤邦彦君） 労働省といたしまして、外国人労働者を受け入れるに当たりましては、やはり我が国の労働市場にどういった影響を及ぼすかということとあわせて、受け入れた外国人の方の労働条件が十分に確保されなければいけない、こういうふうなことが非常に大事な問題ではないかと思ひております。

そういう意味におきまして、私どもだけじゃなく、やはり労働省、法務省十分に連携をとり、協議した上でこれからの行政というものを進めていかねばならないだろうというふうに思ひております。そういう意味におきまして、先ほど米澤審議員も御答弁なさいましたように、職業安定法の一部を改正させていただきまして労働大臣と法務

大臣の協力に關します規定を設けておるわけでもございまして、あわせていろいろな場面から法務省とも十分御協議をした上で進めていきたい、こういうふうな思ひております。

さらにもう一つ、正規に働かれる外国人の労働者の方の労働条件をどのように確保していくかというところがございますが、これにつきましてはやはり関係の事業主の方たちの御協力、御理解というものが非常に大事な問題になるだろうというふうに思ひます。そういう意味におきまして啓発周知活動というのでも十分にやっていかねばならないと思ひております。ことしも外国人労働問題啓発キャンペーン期間というのをいたしました、必要ならフレットも大量に作成をいたしまして事業主等の方々の御協力もいただくように指導をしたつもりでございます。

そういうふうなことで、今後也十分、繰り返しになりますけれども、法務省御当局と十分連携をとりつつ万全を期していきたい、こういうふうな思ひております。

〇千葉景子君 ただ、どうも見ておまして、例えば今回も不法に就労させること自体が処罰の対象になる。しかし、それを裏から考えますと、本当は働くことというのは貴重なことで大変なことなわけですね。むしろ、本当にそれが悪質な雇用関係にないか、あるいはそこに労働法規違反がないか、そういうことをきちっと踏まえてそれに対応していく。それを抜きにして片方だけ、働くこと自体を処罰するなどという観点だけで取り締まられてはこれは困るわけですね。

入管が違反事例を摘発されるような場合、労働省から入管へ、これはまあ法的にも、今いろいろ問題がありますが、通報しないというふうな問題あるいは摘発する側から今度は労働省の側へ通知をするとか、そして一緒にやっていくと、そういうふうなことをやはりやっていきたいと思います。そういう不法な入管行政の裏には必ず労働関係の違反事例とか不当な労働の権利の侵害、こういう

ケースがほとんどだろうと思うんですね。そういう意味では入管の方から労働省へとやはりきちつと通報するそういうような手続といえますか、そういうものを確立していただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(股野景親君) 御指摘のとおりでございます。まず法違反の状況が認められました場合に、入管当局自身で対応することを初めとしまして、労働省側と御連絡の上で共同で事態を把握し、また事態の是正を行うということを実際に既にしております。

それからまた、我々の方で判明しました事案につきまして、それが入管法の上で問題があるという点で問題があるという点が判明いたしますと、これは入管当局の方から労働基準監督署の方へ御連絡もして、そしてそのことによってむしろ適切な対応が労働行政の観点からも払われるというところも現実に行っておりますので、そういうことを今後も積み重ねていくということは、これは今委員御指摘のとおり十分心がけてまいりたいと思っております。

○千葉景子君 時間になりましたので、最後にまとめをさせていただきますと思います。

まだ問題点が残されているんですが、いずれにいたしましても来日する外国人労働者、外国人の皆さんの問題というのは大変課題が多い。受け入れのルールだとか受け入れの体制あるいは人権の確保、そういう問題に対してまだまだ解決しなければいけない部分があるのではないかと。そういうときにその出入りのところだけ物を見ていくということではやはりこれはもう慎重ななければいけない、総合的に政策をつくった上でじゃそこで出入りのところは法務省に担当してもらおう、こういう形でぜひ考えていただきたいというふうに思うんですね。

そういう意味では、今回こういう改正案が出ましたけれども、これはあくまでもとりあえずやってみようというふうに考えていただいて、問題が

たくさんあるんだということを十分認識していただきたい。そして今後とも総合的な政策と同時に、ですから常にこの法律が問題があれば見直しを含め、あるいは再度の改正なども含めて、いつもそういう態勢に置かれていられるというように十分踏まえていただきたいというふうに思うんですね。そういう意味では、罰則などについてもできるだけ慎重な態度で対応をするとか、あるいは労働関係、人権など総合的な観点から今後見直しなども頭に置きながら対応をしていくということとをぜひ胸にしっかりと押さえておいていただきたいと思うんですが、大臣の見解をお伺いして、終わりにしたいと思います。

○国務大臣(後藤正夫君) お答えいたします。

ただいまの千葉委員の御質問、御意見でございますけれども、今後この法律の運用に当たりましてよく留意し、また将来に向かって検討しなければならぬ多くの問題についての示唆をいただいているように思われますので、この運用に当たりましては十分そういうことも念頭に置きましていきたいというふうに考えております。

○委員長(黒柳明君) 午前の審査はこの程度にとどめ、午後一時十分に再開することとし、休憩いたします。

午後零時十二分休憩

午後一時十一分開会

○委員長(黒柳明君) ただいまから法務委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○白浜一良君 前回に引き続き少し御質問をさせていただきます。

今、単純労働者という呼称がございますが、明快であるわけですが、言われた本人からすると余りいい感じはしませんですね、単純労働

者というのは。西ドイツの例を見ましても一般労働許可という一般という呼称が使われておりますが、やはり人権尊重という立場から、こういうふうにならざるを得ない表現を今後変えられないものか。一般労働者という呼称にしてもいいわけですが、その辺は人権尊重という立場から私非常に問題であるというふうに思うわけですが、できましたら法務大臣の御所見を伺いたいと思います。

○国務大臣(後藤正夫君) ただいま白浜委員から御指摘のありました単純労働者、この用語につきましては、出入国管理行政の上では特段の技術や技能、経験年数等を有しなくても就労可能なもの、こういうものを指しているものでございます。確かに、御指摘のように何か適切な言葉があればやはり今後検討していった方がいいのではないかと考えられますけれども、今のところは適切な言葉がなかなか見当たらないのでこういう言葉を使っているというのが実情でございます。

○白浜一良君 これがすべてじゃないんですけれども、非常に小さな問題であるわけですが、やはりそういう人権尊重という立場からさまざまな御配慮をよろしくお願い申し上げたいと思います。

在留資格につきまして何点かお伺いしたいわけですが、前回は、研修という名目で実際の就労の事実のある中国からの受け入れの問題を御質問申し上げました。あの件におきまして、いわゆる日本へ研修という名目で来て、実際就労である。十万円の報酬を約束されているというか、そういう内容であったわけですが、逆に研修というものの資格名目の問題でございますが、単にいわゆる訓練校で学ぶとか学校で学習するということではなしに、もう少しいわゆる研修という名目で言いましたら、やはり現場で実際に働いて、その中でいろいろな技術、技能を身につけるといことがこれは本来非常に自然なわけでございます。

むやみやたらに広げるわけにいきませんけれども、例えば政府がそういう業種なり企業なりを指定していただいて、そういうところにおきましては現場労働も含めて研修という枠で受け入れしなすよ、こういう枠を拡大されるような考えがないかどうか。当然その場合、そういう研修内容というんですか、非常に大事でございますから、あくまでも政府が指導する立場になって進めていただくということ、これはもう大前提でございますが、その辺も考えを伺いたいと思います。

○政府委員(股野景親君) 研修の今後の運用ぶりについての御質問でございますが、研修というところは、これまで我々が取り扱ってまいりました考え方、基本的に技術の移転ということを目的としているものでございまして、その観点からの対応というのは今後もぜひ守っていく必要があると思っております。ただ、その具体的な形となりますと、従来これは一定の基準の中で座学の問題それから今度は実際の現場での実習の問題という二面を取り上げて見てきているわけでございます。

そこで、御指摘の点は実習ということのあり方について今後また考えてみる余地はないかという御指摘かと思いますが、これは今後の問題でもございまして、我々としては、まずその技術移転が図られる、技術の習得が行われるというその本来目的を確保するということをしっかりと行つた上で、それでは今度は現場の実習ということが今までの扱いに比べて今後さらに有機的な活動ができるような取り計らいができるかどうか、これは関係省庁とも相談しながらさらに考えていく余地があると思っております。

○白浜一良君 要するに、現実のいわゆるニーズに即しましてやはり柔軟な対応をまたお願い申し上げたい、このように思うわけでございます。

それから今回、技能資格という項目で、従来の解釈でございましたらいわゆるコックさん、調理士さん等々、そういう例示がされておるわけでございますが、考えましたら、どんな国にもそれぞれ固有のやはり高度なまた貴重なそういう技能と

いうのがあるわけでございまして、例えば中国なんかを見ましたら非常に歴史のある国でございまして、さまざまな工芸とかいろんな貴重な仕事を持った方がいらつしやるわけでございまして、文化の交流という面から考えまして、そういう技能という資格の考え方で、その辺がどうなのか若干お伺いをしたいと思います。

○政府委員(股野景親君) 従来も技術を持った人あるいは熟練した一つの労働というもので従事する人、こういったような観点からの受け入れということを行ってきたわけでございまして、この従来の熟練した労働という観点で例えば外国料理のシェフさんであるとかあるいは菓子職人、こういったような人たちが今まで受け入れられてまいりました。これはまた今後新しい技能という在留資格の中で受け入れを引き続き行っていくことになりまして、ただいま委員御指摘のように、この分野でさらに従来以上に受け入れを拡大する意味合いというものはあると存じております。

そこで、従来扱ってございましたこういうシェフさんあるいは菓子職人というようなカテゴリーの人たちのほかに、例えば貴金属加工というような工芸の分野での熟練した職人で、かつ産業上特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務、こういったもの、これがこの技能という新しい在留資格の中には含まれることになるかと私も考えております。

そこで、ただいまも御指摘のような中国の工芸に従事する人について、まさに今のような観点で技能というものが特殊な性格がありかつそれがまた熟練したレベルのものであるかどうかということとを判定した上で、これに該当する場合には受け入れていくことになると思います。

○白浜一良君 それと、いわゆる教育、また人文知識・国際業務、また文化活動、こういった在留資格が新設されたわけでございまして、非常に幅のあることでございまして、これらの資格というものはどの程度の技術、どの程度の知識が水準であると考えていらっしゃるのかお伺いをしたいと思います。

す。

○政府委員(股野景親君) 御指摘の教育、人文知識・国際業務のこの在留資格、確かに幅のある概念でございまして、その技術または知識というものの程度にかかわる基準、これは今後関係省庁と協議をして定める審査基準の中で定めることになりまして、そういう今後審査基準を設ける作業を行います。そういう今後審査基準を設ける作業を行います。それが、それに先立って今の時点において私どもが考えておりますところは、その外国人の技術または知識の程度が学術上の素養というものを背景とする一定水準以上のものであるということが必要だろうと思っております。具体的には大学卒業程度の技術または知識というものを保持している者を考えております。

○白浜一良君 一定の水準、大学卒業程度というところで伺いましたけれども、将来的にそういう基準の枠が広がる可能性があるのかどうか。

それともう一つは、これだけある意味で在留資格というものが項目もふえて内容も多岐に及んだわけでございまして、当然入ってくる外国人にもそういうことがわかるということが非常に大事であります。そういう意味から、どのような対策をお考えになつていかお伺いをしたいと思います。

○政府委員(股野景親君) 拡大という観点につきましては、これは現時点におきましてはこれから審査基準を関係省庁とも御相談の上決めていく段階でございまして、今の時点ではまず先ほど申し上げましたようなことを念頭に置いて基準をつくってみたいと思っております。ただ、でき上がりました基準については、これは省令をもって公にされることでもございまして、またこれについて関係者の御意見等をお寄せもいただきたいと思いますので、そういうものをその後の基準をつくりました後の参考にさせていただきたいと思っております。

また、御指摘のとおり、外国人の方に十分この内容が知られることが大事でございまして、その面での基準をつくりました後、十分に広報を行います。

い、周知徹底が一般に図られるよう心がけてまいります。

○白浜一良君 外務省の方は来ていらつしやいますか。

○説明員(田辺敏明君) お答えいたします。在留資格の拡大という問題は、これはいろいろな角度から慎重に検討しなければなりませんし、それは国内的ないろいろな事情、海外における事情、そういうふうな点を総合して関係各省と十分協議してやっていかなければならぬ、こういう問題であろうかと存じます。したがって、今回の入管法の改正でいろいろ御検討されている点については、今までの状況等を踏まえた上での改善でありまして、かつ実効が上がるものと我々としても認識しております。

○白浜一良君 そういうことでなしに、要するにこういうふうな改正されて枠が広がったわけでございまして、入国される方にそういうことがわかっているなければいけませんね。要するに告知する必要があるわけでございまして。そういうことを何か考えていらつしやいますかということなんです。

○説明員(田辺敏明君) この点につきましても、今回の入管法の改正ではできるだけ透明性を高めるといふようなことでやっておりますし、我々の方としても在外において実際にビザ申請や何かに来られる人については、十分その点周知徹底して、よもや誤解がないような形で努力していきたい、こう考えております。

○白浜一良君 では次に、不法就労者の救済対策について少しお伺いしたいんです。十万人ほどいるというふうな言われているわけでございまして、今回改正されてもなかなかその改善に当たらない、またいろんな問題が潜在化したり顕在化したりするわけでございまして。この不法就労者と言われている方々が具体的に人権上の問題、生活上の問題、さまざまなトラブルに巻き込まれるわけでございまして、実際にこういう方々が困った場合にどこに相談に行けばいいのか、また救

済策としてどんな処置がとられているのか、現状をお伺いしたいと思います。

○政府委員(股野景親君) まず、入管当局といったしまして在留外国人の方からいろいろな御相談をお受けすることが重要と考えておりますので、各地方入国管理局に行政相談案内の窓口というものを設けております。そこでまず基本的な在留問題についての御相談というのはいただけるといいますが、このほかに、これはまた人権擁護局の方の観点もございまして。昨年の八月から東京の法務局に外国人のための人権相談所というものが開設をされておりますし、そのほかの地域におきましても各地の実情によりまして随時、広島や岐阜などの局で外国人のための人権相談所の開設を行っているという経緯がございまして。

それからまた、これは労働省側でお考えいただいていることでございますが、ことしの十一月一日から労働省側で、東京、神奈川、愛知、大阪の各労働基準局で外国人労働者相談コーナーというものを設けているというふうな承知をいたしております。

○白浜一良君 今もお話に出ましたけれども、東京法務局に外国人の人権相談所を設立された。実際どの程度の利用状況にあるのかということもまずお伺いしたいと思います。

○政府委員(高橋欣一君) ただいま股野政府委員からお答えいたしましたとおり、東京法務局におきまして昨年の八月から毎週火曜日と木曜日の午後というところで、通訳の人を置きまして外国人のための特設相談所という窓口を開設いたしました。これは現在も続けておるわけでございまして、開設以来の実績は大体開設日に数件ずつの相談、平均しますと日に三件ぐらいの相談という実績で現在も続いております。

○白浜一良君 今もお話しございましたが火曜日と木曜日、昼の一時から四時まで、日に三件、こういうことで伺いましたけれども、しかし十万人を超える不法就労者がいるという現状から見ましたら、これはいろんな問題があるわけでございまして

が、余りにいわれる体制が貧弱である、またそういう相談件数も非常に少ないという現実があるわけでございます、これからますますそういうトラブルがふえると思いますが、今後もっとこの窓口を広げるべきじゃないか、そのようにも思うわけでございますが、御所見を伺いたいと思います。

○政府委員(高橋欣一君) たいまに約三件と申しましたが、これは特設相談所として開いているときの数字でございますが、法務局、地方法務局におきましては常時人権相談というところを行っておりまして、今の東京法務局でも特設日以外でも外国人の方の相談は結構ございます。

そうして、そのときには通訳はおらないわけでございますが、日本語の片言でわかる人とかいう方もございますし、あるいは通訳を連れてこられる方もあるというようにございまして、ただいま申しました三件よりは実質的にはもっと外国人相談が多いというふうには私も認識しておるわけでございますが、それにいたしまして今後ますます国際交流が盛んになって日本に滞在される外国人の方がふえてくるのが予測されますので、それらの情勢を見ながら、また地域によりまして、これも東京は相当実績を上げておると思っておりますのでございまして、地方で外国人のための相談窓口というのを開設いたしまして必ずしもこちらが期待したほどの反響がなかった場合もございまして、その地域の実情というのがいろいろあるうと思ひますので、そういったことも踏まえながら必要に応じて拡充を検討していきたいというふうにご考慮しております。

○白浜一良君 次に、労災の申請等で労働基準局にいわゆる不法就労者御自身または事業主からいろいろな相談がある場合があると思ひます。その場合に、既にお話も出ておりますがいわゆる告発義務を免責するという措置が講じられていて、そのように伺いました。当然、人道上非常に大事なことであるわけでございますが、どういう実態になっているのか、少し御説明を法務省と労働省の方にいただきたいと思ひます。

○政府委員(高橋欣一君) 法務省の人権擁護機関といたしましては、今申されました相談窓口へ相談にいられた外国人の方、相談を受けております間にいわゆる不法就労者あるいは不法滞在者というものがわかりまして、これは人権擁護という行政目的の立場から入管法六十二条による通報はしないというところで行政を進める必要がある、こういう判断をしておるわけでございます。

この点につきましては、入管法六十二条の解釈に關しまして、さらに一般規定であります刑事訴訟法の公務員の告発義務、「犯罪があると認料するときは、告発をしなければならない」という規定がございまして、この解釈について刑法学者などの本を読みまして、告発をすることによって当該公務員の担っている行政目的を著しく阻害することになる。他方、告発しないことによってその規定が目的としているところの、何と申しますか、告発しないことによる社会の不利益と申しますか、そういうものと比較考慮して行政目的を阻害することが非常に著しいと考えられるような場合には、告発しないでも告発義務違反には問われないでいいではないか、こういう解釈が一般的なのでございまして。

もともと、今申しましたように刑法の解釈といたしましては利益考量と申しますか、どちらを優先すべきかという判断が個々の事案ごとにされるべきでありまして、一般論として申し上げるわけにはいかないわけでございますけれども、入管法六十二条の解釈の上では、外国人が人権が侵害されているというところで相談に見えた場合に、人権擁護行政としてはまずその状態、訴えを受けて処理することが先決でございます。それを六十二条に基づいて通告するということでは人権行政の目的に著しく背くと申しますか、行政目的を阻害することになるであろうというふうにご考慮して、原則としては通報しないという扱いをするというところ、これは入国管理局とも相談の上で取り扱ひを定めた次第でございまして。

○説明員(氣賀澤克己君) 労働基準監督機関とい

たしまして、外国人労働者から申告、相談あるいは労災補償の給付の請求ということがありまして、それに關連して不法就労者であるということが判明した場合の取り扱いにつきましては、今法務省などからお答えがありましたのと同様な見地に立ちまして、こういう人を出入国管理行政機関に對して情報提供をするということにいたしますと事実上不法就労者からの申告、相談あるいは労災補償請求というものの道を閉ざしてしまふということになりまして、労働基準関係法違反の発見なり是正の端緒を失う、そして本来の行政目的の達成を困難にするということになりかねませんので、私もそういう場合には原則として出入国管理行政機関に對して情報提供は行わないというように扱いをすることにいたしておるところでございます。

○白浜一良君 今回の法改正でいわゆる悪徳雇用者、あつせん業者罰則規定が設けられました。それによりまして、いわゆる悪徳人ほど自分がないしで働かしている人に対して、そういうところには行っちゃいけないというところで行かせないように力が働くものでございまして。また逆に善意の雇用者というか、そういう方も実はいらつしやるわけでございます。そういう方もやはり行つて罰せられるんじゃないかということで非常に行きにくいという、そういう事情が発生すると思ひます。

そういうことで、いわゆるこの罰則規定が設けられた、これはそういうことも当然であるわけでございますが、そういうことと人道上の善意からなされる相談、この関係がどのように処理されていくのかということを非常に心配するわけでございます。ここが非常にうまくいかなければ、ずっと論議されていきますように潜在的に潜存化して、もつと劣悪化した雇用関係また人権問題が生れるというふうになるわけでございます。その辺をどのようにお考えになつておられるか、賢明な措置をお願いしたいわけでございますが、御所見を伺いたいと思ひます。

○政府委員(米澤康治君) たいまに委員御指摘のように、今の人権擁護の観点からの相談窓口がある程度実効性あるものにするということ、それから他方、放任できないような反社会的な不法就労活動助長行為というものを對する罰則等がうまく機能いたしませんと本来の目的は達げられないというのことは事実でございますので、先ほど来労働省からもあるいは法務省の人権局長からもお話のありましたように、入管当局といたしまして今後とも人権相談窓口が充実強化されるような方向でいろいろ配慮をし、かつまた法律の趣旨あるいは罰則の趣旨あるいはそういう不法就労活動の実態等についても十分な広報活動をし、遺憾のないようにやつていきたいと思つております。

○白浜一良君 労働省の見解もどうかよろしく願ひします。

○説明員(齋藤邦彦君) 労働関係法令は内外人の区別なく適用されるわけでございますし、また合法的な就労者あるいは不法就労者というものを問わず、原則として適用がされております。そういう意味で、労働省といたしましてこういうような関係法令の違反があれば厳正に對処をしていくという態度でございます。

私も所管の職業安定局におきましては、外国人労働者の適正な雇入れあるいは不法就労の防止という観点から、事業主に對しまして理解と協力を求めるためのいろいろなPR、指導というのも行つておりますし、また労働基準局におきましても主要の労働基準局の窓口相談窓口というふうなものも設けていろいろな相談に応じるといふような体制をつくつておるところでございます。いずれにいたしましても、事業主に對しまして労働関係法令の遵守の徹底を図るということに重点を置いて今後の行政を進めていきたい、こういうふうにご考慮しております。

○白浜一良君 いわゆる不法就労者と言われる方、またたくさん外国人の方が日本にも実はいらつしやるわけでございますが、いろんなことが考えられるわけでございます。何の身元保証もなく病

氣になられたり、場合によっては不幸なことに死に至るようなことがあるわけでございますが、そういうときに私もちよつと調べてもらつたんですけれども対応する法律がない。明治三十二年制定の行旅病人及行旅死亡人取扱法、こういう法律しかないというふうには伺つたわけでございまして、合法的にしろいろんな形でたくさん外国人の方が日本に住んでいらつしやる。またいろんな病氣、死亡等が考えられる、そういう現実に対してどのように対応されるのか。また、何か新しいそういう法律をつくるというふうなこともいわれる人道上の立場からお考えになつてゐるのか、お伺いをしたいと思います。

○政府委員(股野景親君) 在日、在留される外国人の方々のいろいろな問題についてこれを救済するということとは、これは人権保護という観点から入管局といったとしても大変重要であると考えております。

ただいまの御指摘の行旅病人及行旅死亡人取扱法という点の規定ということもあることを我々も存じておりますけれども、この問題あるいはほかの人権保護にかかわるいろいろな救済措置というものが、これは法務省の所管の外に及ぶものが非常に多いということも事実でございます。そこで、関係する方面もいろいろ多いこととございまして、それぞれ所管のお立場からまたいろいろお考えもあることと思ひますので、我々としては関係の所管官庁ともよく御相談をしながら、先ほど申し上げました人権保護についての観点で既に行つております法務省内のいろいろな努力、あるいは労働省側とのいろいろな意思疎通といったものと同じ観点での関係省庁間の意思疎通と対応の今後の適切なあり方というものについて、よく検討し御相談をしてみたいと考えております。

○白浜一良君 ますます日本に入国される外国の方もふえるわけでございまして、そういったことも起こること自身がもう不思議でないということもあるわけでございまして、どうか適切な対応を

よろしくお願い申し上げたいと思ひます。

それから次に、いわゆる社会保障という観点から申しましたら最近多少改善されました、外国人登録証明書または難民認定ですか、された方は条件つきでございまして年金とか医療保険とか、また生活保護とか公的な住宅への入居、そういうことの門戸が開かれたというふうには伺つておりますが、不法就労者はこれは当然ないわけでございまして、しかし不法就労されてゐるといひまして、実際この日本に今生きていらつしやるわけで、住んでいらつしやるわけでございまして、先ほど言ひましたが、病氣になられる場合もございまして、またいろんな理由で極度の生活苦に陥られる場合もあるわけでございまして、そういう場合に何か対処できることがあるのか、またそういうことも十分対応できる考えを持たなきゃならないと私は思ひます。お考えがございしましたらお伺いをしたいと思います。

○政府委員(股野景親君) 先ほど申し上げましたことと同じ観点でございまして、人権ということについては我々可能な限り配慮をし保障も行つていくべきだと考えておりますが、それじゃ今具體的な御指摘もございまして社会保障を実際の各般にわたつてどうであるかということになりますと、これまた関係省庁がございまして、法務省が直接所管してゐないという事情もございまして、具體的な点についてはここで御発言申し上げるのは控えさせていただきますと思ひますが、先ほどのような観点での関係省庁間の意思疎通ということとは十分心がけてまいりたいと思ひます。

○白浜一良君 当然いろんな多岐にわたる問題でございまして、社会保障全般を私は論じるつもりはございせん、不法就労者という立場での問題でございまして、しかし、少なくともそういう病氣になつたり生活苦に陥つたり、これはもう当然あるわけでございまして、その場合のいわゆる現実的な対応というものを考えなきゃならない、そのことを私は問題に思つてゐるわけでございまして、どうか適切な対応をお願い申し上げます。

います。

次に、そういうずっと不法就労者にかかわる問題を踏まえまして、結局さまざまな問題があるわけでございまして、これは私案でございしますが一つの提案をしたいわけでございまして、不法就労者と言われている方々につきまして、確かにいわゆる犯罪に及ぶようなそういう人たちはこれは当然別でございまして、いわゆる帰国をいたさない、また日本に滞在をしない、そういう意思を持つていらつしやる方で非常に善良な方もたくさんいらつしやるわけでございまして、そういう方々をいわゆる難民として認定できないのかどうかというところでございまして。

さまざまな問題をやらんでゐるということは私はよく理解はできますけれども、その人々たちをいんな面で保護しようと思へばそういう立場をきちつとしないわけではなないという問題があると思ひます。お考えがございしましたら、これは私全く個人的な意見でございまして、御提案を申し上げます。

○政府委員(股野景親君) 難民として扱うという問題になりますと、これは入管法上の難民認定の手続によることとなります。そしてその際に、その申請をする人々につきまして、先ほどの御審議の中でも答弁申し上げましたように、例えばその在留の期間が申請の間に経過してしまふというような場合に、その在留の期間の更新を図るというやうな配慮も行つてきておるわけでございまして、難民の認定申請ということについてこれは人道的な観点からきちんとして対応したいと思つておりますが、他方、難民の条件、難民認定に係る要件というものがございまして、その点についてはやはり難民に係る要件というものに合致しているかどうかということで対応していくということになると思ひます。

○白浜一良君 よくわかるわけでございまして、午前中の質疑にもございましたけれども、非常に人数も少ないし時間もかかる、そういう現状であるわけでございまして、実際こういう十万人とい

う方が今後どうなつていくかということ、實際適切にそういう方々が把握できるということすら非常に難しいわけでございまして、そういう方がどうのようになっていくかという観点で私は心配を申し上げて言つてゐるわけでございまして。

次に、留學制度についてお伺ひしたいわけでございまして、實際、留學目的で日本にいらつしやる、しかしなかなかうまくいかないということがございまして、いろんな理由があるわけでございまして、一つの大きな理由はやはり日本語が難しい、日本の生活、風習になじみにくい、当然こういう問題もあると思ひます。しかし、もっと大きなことは、たとえ日本の短大とか大学とかそういうところを出ても日本においてはなかなか就職の保証がない。特に公務員等の公的な職業は一切拒否されてゐるわけでございまして、さまざまな資格を考えましても非常に窓口は閉ざされてゐるわけでございまして。

そういうことが非常に大きな原因になつてゐる、そのように思ひます。私にはこれを何とかしてこれからの日本の社会を考えましたら改善しなきゃならない、もっと門戸を開放すべきである、このように思ひます。お考えがございしましたら、法務省、文部省、また労働者の方にそれぞれ御意見を伺ひたいと思ひます。

○政府委員(股野景親君) 留學生あるいは就學生というものの受け入れにつきまして、法務省として所管をしてゐるわけでございまして、それじゃそういう方々が本来の目的を達成するということについては、これは当然教育行政を所管される文部省、あるいは海外交流の見地からの海外におけるいろいろな教育活動との関連での外務省等の関係省庁のいろいろな御意見というものを十分踏まえた対応が我々として必要であらうと思つております。

日本語あるいは日本で勉強をするということについて、これらの方々が将来に希望を持つてせつかく日本に來られるということとございまして、法務省側としましては本来のそういう目的が

十分達成されるように対応をしていきたいと思っております。そのために、ただいま申し上げましたような関係の省庁側とは十分御連絡をとった上で、適切な対応を法務省としては行つてまいりたいと考えております。

○説明員(雨宮忠君) 留学生の就職についてのお尋ねでございます。

留学生は基本的には、日本の大学等でしかるべき勉学をして、もといた国に戻つて活躍していただくというのが一番基本的な姿ではあるかと思つておられますが、先生御指摘のように、最近日本に留学してきて卒業し、勉学を修了した段階で日本の企業に就職したいという留学生も出てきておられます。私もどなたもいたしまして、これを大いに積極的に進めるといふ立場では必ずしもございませぬけれども、留学生の希望があり、また国内の企業側におきましてそのニーズがあり、立派にやっていると、いふことであれば、そのような方途も結構なことだろうかといふように考えております。

先生の御意見も踏まえて考えてまいりたいと思つておられます。

○説明員(齋藤邦彦君) 私ども職業安定行政の立場から申し上げますと、やはり国内におきまして適正な労働力需給を調整するといふことが大事だろつといふふうに思ひます。そういう意味におきまして、外国人労働者の適正な受け入れといふものはそれなりの判断基準に基づいてやらなければならぬといふことだろうといふふうに思ひます。

今先生御指摘の外国人留学生の関係につきましても、一つはアルバイト的な労働の問題とそれから大学等を卒業した後の国内における就職の問題と二通りあるだろうといふふうに思ひますが、外国人で国内の大学を卒業され、それなりの技能技術を習得され、在住資格もそういうことで取得できるという方が日本の国内で就職をされるというところは、それなりに評価すべき点があるかといふふうには思ひますし、そういう意味での就職のあつせんと申しますか職業紹介といふことであれば、

ば、我々も十分に努力をするにやぶさかでない、こつこつと考へておられます。

○白浜一良君 いずれにいたしまして、日本がこれだけの経済大国といふことで国際化の波に先頭を切らなざるを得ないわけございまして、日本に來て留学をされるその方が日本といふものをいい国だといふ理解をしてもらわなければ困りますし、またそれに就職も含めてやはり適切な対応が要するといふ、せっかく日本に來られても挫折をしたり嫌な思いをして帰られるといふことに非常に危惧を持つておられるわけございまして、そういった面でも、今それぞれ御意見を伺ひましたけれども適切な積極的な対応をよろしくお願い申し上げます。

次に、先日の参考人の意見聴取の中でもたくさんお話が出ておりましたけれども、今日日本でたくさんのお話が出ておられます。悪質な学校もございまして、それはそれで、すべていけないといふことではないんですけれども、受け入れるといふ観点からいけば、やはりもとも自国の中で日本語の学習をする、また日本の風習についてもある程度学ばれておいて日本に來られる、これが非常に自然なあり方である。これからの時代を考えると、当然そういう流れにのきなやならないと思つておられますが、そういう面でも、なかなか経済的にも大変な国も多いわけございまして、いわゆる経済協力といふ枠をもつと広く解釈していただいて、そういった面での考え方ができないのかどうか、特にこれは外務省の方にお伺ひしたいと思ひます。

○説明員(田辺敏明君) お答えします。

先生の御指摘なかなかポイントをついておられます。先生のご意見として、我が国としても御存じのよううに国際交流基金、これを通じて日本語教育の専門家の派遣とかあるいは海外の日本語教育機関への助成、あるいは外国人の日本語教師の本邦招聘等々いろいろなことをやっておりますし、この七月にはこつこつと事業を総合的に実施する中核機関として日本語国際センターというのを設

けました。それからさらにODA関係というふうなことで、先生御指摘ございましたけれども、平成元年度予算では、二十九億四千万のうちの七割に当たる二十一億をODAの予算として計上しております。それからさらに、その活躍が大いに称賛されております青年海外協力隊員、この中にも、隊員として派遣された中で日本語を教えている者も二十名以上おられますし、それからさらに一般無償資金協力でインドネシアのパジャジャラン大学に日本語センターというのを建設して協力していただくというふうなこともございまして、基本的な考え方として、日本に來る前にできるだけ、少なくとも基本的な初歩的な日本語はそれぞれの国で勉強してくるというののも一つの有益な方法だろうと思ひますし、そういうために今申し上げましたようなのは役立つのだろつと思ひます。

と同時にもう一つ、本当に何か日本で勉強したい、日本へ直接來て勉強したいといふふうな人がいることも事実でございます。そういう人たちは直接日本に來て勉強するといふふうな道もあわせ開いておくといふことも必要なのではないのかと、このように考えておられます。

○白浜一良君 欧米社会と比べると、今いろいろ力説されましたけれども、非常に乏しいわけございまして、そういう面でも、積極的に拡大をしていただきたいといふことを申し上げておられます。よろしくお願ひします。

もう時間がございませぬので最後にお伺ひしますが、先日参考人に来ていただいた、特に西ドイツのヒールシャー先生もいろいろお話しされておりました。今回の入管法の改正といふこと、基本的には問題の解決にはならないと断言されておりました。要するに、単純労働者の受け入れといふことに限しましては、午前中もお話しございましたが、やっぱり総合的に制度化しなざるを得ない。

先ほどからも、それぞれ各省庁と連携をとつてといふことも何回もお話ししていただいております。それだけおつしやらないわけにはいかないほど問題は大きいといふことであるわけでございます。

ですから、いろいろな難しい問題もあると思ひますが、各省庁間のそれぞれ連携は当然でございます。また、そういういわゆる業界の方との話し合いも大切でしょうし、どうか総合的なそういう問題としてこれからの日本の将来のために積極的に取り組んでいただきたい。最後にこのことに関しまして法務大臣の御所見をお伺ひいたしまして、終わりたいと思ひます。

○国務大臣(後藤正夫君) いろいろ御意見を承りましたが、今後この法律が成立いたしました場合には、この法律の運用につきましてさらには各方面の御意見を十分伺ひながら実効のある運営をしていきたいと思ひます。

それから、先ほど来お話がいろいろ出ておりますが、せっかく日本に留学をしても留学をしただけの成果が得られない、日本においてもなかなか就職の道も狭い、あるいはそれぞれの国に帰りましても、旧植民地時代の旧宗主国であつた国で教育を受けた人たちの間のいろいろな差別のような問題もあるといふような、いろいろな問題があるように思ひます。したがって、今後、我が国において勉強した人たちが本当に日本に來て勉強してよかったといふふうに思つてもらえるような教育をしなざるを得ないと思ひますし、またそれぞれの国に帰つた後も日本で勉強したことが有益であつたといふことを感じてもらえるようにしていかねばならないといふ意味をも念頭に置きまして、文部省その他関係省庁とも十分連絡をとりながら本法の運用に当たつていきたいと思つておられます。

○橋本敦君 前回に引き続き質問をいたします。

私が一つの課題とする問題は、外国人労働者の皆さんに対する我が国の施策なり行政なりが本当に今日の国際社会に通用する人権感覚をしっかりと踏まえて対応をしているかどうかといふ問題であります。先回もアメリカの外国人労働者法制に関連をし

てシンブソン・ロディノ・マゾリ移民修正管理法の一端について触れました。一八九六年、連邦最高裁判所、ウイン・ウィング対合衆国事件と言われるものでありますが、ここで外国人労働者の地位についての判決が出ております。これはジュリストに出ておりますから御存じのとおりと思いますが、こう言っております。「合法的不法的を問わず、合衆国の地域的管轄権下に居住するすべての外国人は、正当な法的手続という憲法的保護を享有する合法的「人」である」、こう判決をしております。

さらに、一九七六年のマシュー対グアイアツ事件と言われるようですが、ここでも連邦最高裁判所は「合衆国の管轄権下にある人は、正当な法の手続なくして生命、自由または財産を剥奪されないことは憲法修正第五条及び第一四条によって明らかであり、この国における存在は、たとえそれが不法で一時的でかつまた不本意であつたとしても、憲法上の保護を享有するものである」、こう述べているわけですね。

こういう考え方について、大臣は御所見としてどう思われるでしょうか。

○政府委員(米澤慶治君) 大臣に対する御質問で僭越でございますが、非常に法律的な判例を挙げてお尋ねでございますので、とりあえず私からお答えさせていただきます。

今、連邦最高裁判所のアメリカの判決をお示しになりましたが、我が国におきましても労働関係法規は言うに及ばず、裁判を受ける権利等につきましては、その方の存在自体が合法か非合法かという点で区別されることはないと確信しております。アメリカの判例の趣旨は我が国でも実務上認められているだろうと考えております。

○橋本敦君 この考え方に御異議はないということとはよくわかりました。そうすると、こういう考え方でも人権感覚をもって本法の改正なりあるいは行政なりが実際に買かれておるかどうかが次に問題になるわけですね。

ば、一つの課題としてILO百四十三号条約、これは一九七五年に採択されておりますが、移民労働者はたとえ不法であつたとしても報酬、社会保障その他の給付について平等の待遇を受ける、こういったことをファンダメンタルな内容にしておりますが、この条約は批准するように検討するの筋ではないかと思ひますが、法務省いかがですか。これは外務省になりますか。

○説明員(齋藤邦彦君) 御指摘のILO百四十三号条約は一九七五年に採択された条約でございますが、雇用を目的とする移民の秘密裏の移動及び移民の違法な雇用を防止する、あわせて、移民労働者の雇用に関する機会及び待遇の均等を促進するというようなことを規定しておる条約でございます。

ILO条約の批准につきましては、我が国政府が従来からとっておりまして、態度をいたしましては批准後はこれらの条約を適正に厳正に実施する、そういうような基本方針のもとに批准をいたしてきております。したがって、国内法制との整合性を十分に確保した上で批准をするという態度でやっておりますわけでございます。しかるにこの百四十三号条約につきましては、それぞれの条約の各個の条文についての解釈上の問題、あるいは我が国におきまして国内法制におきまして、実効上の措置が本条約が要求しております要請を満たしているかどうかということにつきましていろいろ検討すべき点がございます。そういう意味におきまして慎重に対処をする必要がある、このように考えておる次第でございます。

○橋本敦君 そういう姿勢は、根本的な人権尊重というこの国際的通念に本心に積極的にコミットしていくという姿勢がないことであらわれです。具体的にこの条約批准のために国内法整備に努力し、そして批准しそれを実効あらしめる、こういった方向で処置をするというのが政府のとりべき態度ではないんですか。大臣はどう思われますか。難しいからやらぬというなら、いつまでたってもだめなんじゃないですか。

○国務大臣(後藤正夫君) この問題は実は法務省の所管でございますので、意見を述べることとを差し控えていただきますと存じます。

○橋本敦君 具体的に、例えば労働省が労働保護法の適用についてはたとえ資格を持たない外国人労働者であっても基準法の適用を含めて保護的な処置はとるといふことをおっしゃるんですが、もしも本当にこの条約を批准する、そしてまた国際的な人権感覚水準に基づいた行政をやるといふなら、まさにこの条約が批准できない条項の一つとして労働省自身が持っている問題がありはしませんか。

その一つは、労働者が訴えて出たその場合には、労働法規の違反については処置をとるけれども、六十二年一月二十六日通達で、既に議論されておりますけれども、不法残留等入管法違反に当たる事例があればこれについてはその機関にその旨を報提供する。これはまさに労働者に保護の訴えをしにくくさせる規定であるとしてさんざんここでも議論になりましたが、こういうことを持っている。そのことを改善しなければこの条約も批准できない、こういうことになるはずなんです。みずからそういった努力をしないところに問題がある。

私は、この際こういった通達は全面的にはつきり撤回をして、外国人労働者の権利救済については入管に通報するということはやめるといふ態度をきっぱりとすべきだと思いますが、どうですか。

○説明員(齋藤邦彦君) 私ども職業安定機関の立場から申し上げますと、やはり国内におきまして労働市場が外国人労働者を受け入れることによって悪影響をもたらさないようにということとを最大の関心事といたしておるわけでございます。そういう意味におきまして、いわゆる単純労働者と言われる方々が不法な形で国内におられるということ自体はやはり我々としては見逃すことができない大きな問題だろうというふうに考えておる次第でございます。そういう意味におきまして、安定機関等が不法就労者というような者についての情報

を入手した場合には、必要に応じて入管当局にも御通知をする。御連絡をする、こういうことをやっておるわけでございます。

しかし、一方におきまして、先ほど基準局監督課長が御答弁申し上げましたように、実際に労働基準監督機関等に基準法違反等の問題につきまして申告等がございました場合には、それは行政目的を達成するための必要性から通報しない、こういうふうにしたしておるわけでございまして、それぞれの行政目的に応じて適切な対応をいたしておるつもりでございます。

○橋本敦君 裁判を受ける権利、救済を受ける権利で差別しないという審判官のお話がありました。が、事実上差別されることが余儀なくされるようなそういったことは改めるべきなんです。それから、まさに人権感覚という面から見ても、行政に一貫性がないどころか取り締まりに傾いておるという実情があるんですよ。

私は、この際労働省に、外国人労働者の皆さんの労働についての正当な保障と権利、このことをしっかりと守るという立場で、今あなたが答弁なさったことはとても納得できませんから真剣に検討してもらいたい。現に法務局では人権侵害の訴えがあつた場合には、その訴えの趣旨は大事にしなくちゃならぬという建前から通報しないという処置もとっておられるわけですから、この点は政府として整合性のある方向で検討する課題として大臣として検討してもらいたいと思ひますが、いかがですか。

○国務大臣(後藤正夫君) お答えいたします。ただいまの御指摘の点は私の念頭に置いておきます。

○橋本敦君 外国人の労働者の皆さんが本邦で労働するといふ、そのこと自体は本来的に悪だといふように言えない性質のものでしよう、労働すること自体は。だからしたがって、その労働すること、我が国に来て生活することそれ自体がどのよう合理的に保障され行政として行われるかは、我が国の主権にもかかわりますけれども、国

際的な基準や水準ということとを離れるわけにいかないわけですね。

そういう点で私はもう一つお聞きしたいのは、先ほども議論が出ておりますけれども、まさに人間の生命にかかわる医療、そういった問題で適正な保護が与えられるかどうかということであり、この間の読売新聞にも「論点」として古池朝子さんという方が書かれておられますが、「先ごろ孤獨な外国人留学生が、医者にもかかれずに寂しく死んだ」という報道を読んで涙をさそわれた」と、こうあります。涙を誘われたのは古池さんだけじゃありません。日本に留学をしあるいは就学のために在日をして苦勞している若い人がたまたま病気になる、それで医者にかかる費用もなしに命を落としたとなると、これは私は重大な人権問題だと思ふんです。

そういった外国人の日本に滞留しておる人たちに於いて社会保障がどの程度適用されておるのか、国民健康保険にどの程度入っておるのか、それについて統計的なものはございますか。

○説明員(大塚義治君) 国民健康保険におきまして外国人の方々の適用状況でございますが、昭和六十三年四月一日現在の数字でございますと、外国人の方で国民健康保険の被保険者になっておられる方、四十五万人という数字がございます。

○橋本敦君 それは日本に在留しておる全外国人のうちの何%ぐらいになりますか。

○説明員(大塚義治君) これは市町村からの報告をもとに統計処理したものでございまして、けれども、登録者数九十万人でございます。そのうち国民健康保険の被保険者数が四十五万人、単純に割り返した意味での適用率が五〇・一%でございます。

○橋本敦君 それはまさに外国人登録を受けた数についての話なんです。観光ビザ等で日本に来る外国人は年間二百万とも二百万を超えるとも言われている。そして、ここで議論になっております不法就労者は十萬とも言われている。そういった状況を考えますと、健康保険証が与えられている外国人というのは長期に滞在することが外国人

登録等によって資格づけられておる人についての話であって、いわゆる不法就労者とかあるいは就学生とか、それからさらには観光ビザで来日する外国人等についてはほとんど国民健康保険などということの適用はない、こういう状況でしょう。

○説明員(大塚義治君) 国保の外国人の方々に對する適用につきましては、昭和六十一年にそれまでの取り扱いを改めまして、原則的には外国人の方々にも適用するように制度を変えたわけでございます。

ただ、国民健康保険は、申し上げるまでもございせんけれども、市町村に住所を有する方々が相互に保険料を負担し合ひましてその拠出をもとに保険給付を行うという制度でございまして、例えは観光その他の目的で短期に滞在をする方々、こういう方々については基本的に国民健康保険の適用を行うことは困難であるというふうに考えております。

○橋本敦君 そこで厚生省に伺いますが、その国民健康保険に入れないという人たちが病気になる場合どうするかという問題が出てくる。ところが病気になるからお医者さんのところへ診察を受けに行くと、医者の立場ではどうかとなりますと、これは医師法の規定に基づいて、十九条ですと、これは医師法の規定に基づいて、診察してあげなきゃならぬという義務が法律上あるんじゃないやありませんか。

○説明員(大塚義治君) 御指摘のとおりだと存じます。

○橋本敦君 したがって、ここに大きな問題がある。私もどが東京の私どもの民医連関係で病院を通じて調査をしたところでも、フイリピンやパキスタンや中国や東南アジア諸国、それからイタリヤもありまして、パンクラデシムもあります、多くの人たちが病気になる病院にかかって診療しました。ところが診療したけれども保険証がない。したがって医療費が実際上支払われないという事例が数多くあるのが見つかりました。そしてまた、そのまま帰国されるという状況も、これもやむを

得ない事情として幾つかのケースがあるのもわかりました。だから、おっしゃるようには医師は医師法によって診察が義務づけられている。当然であります。診察すべきであります。ところが一方で、労働は法務省は認めないという言う。

しかし、労働が認められなくても認められようとも、医師にかかるという必要性は人間として病気になるからある。ところが、医者は診察拒否ができないから診察をしますが、その人の生活保障は、保険もないし労働の保障もないとなれば支払うことができないということになって、日本の医療機関がこれを負担しなきゃならぬということになる。負担してでもやっているとところがたくさんあります。しかし、こういった問題は放置をしておくべきではなくて、何らかの改善策を政府としても検討しなければ、これだけたくさん外国の人がいるという状況の中で、本当に外国人労働者に対する、あるいは外国人に対する温かい人道的な処置ができないことになりまして、こういう点の改善策について厚生省は検討すべきだと思ひますが、いかがですか。

○説明員(大塚義治君) 私どもの所管をしております医療保険という立場からいたしますと、先生御指摘のような事例を新聞紙上等で私どもも承知はいたしておりますけれども、医療保険制度あるいは国民健康保険制度の基本的な性格からいたしまして、そういう立場からこの問題に取り組むということはいささか困難であるというふうに存じております。

○橋本敦君 ですから大臣、法務省は労働を認めませんと言ふ人たちがたくさんいる。しかし、やむを得ず働いている人もありますが、やむを得ず働くから当然労働保護が十分与えられない暗い職場で差別されながら、低賃金で働かざるを得ない状況になる。そこで病気になるって医者にかかる。医者はこれは医師としての責任上当然治療をする。ところがそういう支払いができない、こういう矛盾があるわけですよ。ですから、そういう意味で我が国の外国人労働者に対する行政がどうあ

るべきかということ、今言った人道的な観点、医療保障の観点から政府としてやっぱり考えていくべき多くの問題がある。

今度の改正法で、将来法務省としては入管の管理基本計画というものを立てるということになっておりますが、そういった際にも今私が指摘したような問題、各省庁にまたがりまされども、これはしっかりと頭を置いて、それを踏まえてどう改善できるかも踏まえて計画は検討をすべきであると思ひますが、これは大臣、いかがでしょうか。

○國務大臣(後藤正夫君) 直接法務省の所管する事項だけではございせん、関係各省とも関連がある問題でございまして、今後の問題としてやはり検討すべき問題であらうというふうに思っております。

○橋本敦君 その問題はどの程度にしておきまして、次に罰則の關係について伺ひたいと思ひます。ひとつ端的に審議官あるいは局長にお伺ひたいと思ひますが、七十三条が改正されて、いわゆるあなたの方のおっしゃる不法就労をした者については従来の罰則を六月以下から一年以下の懲役に格上げされましたね、罰則の格上げ。これはそういう必要があったんでしようか。

○政府委員(米澤慶治君) まずその点でございまして、一年というのは最上限の法定刑を御承知のように決めておるわけでございまして、長年にわたり日本国で不法就労活動をする方が最近ふえてきていますのが実情でございまして、したがって、場合によりましてはその程度の体刑を求刑する事案が出るだろうというのが我々の実務の感覚でございまして。

と申しますのは、以前は不法残留期間が非常に短うございました。つまり、言うなれば不法に残留して不法就労なさる方々の日本での滞在期間が非常に短うございましたが、最近では、摘発事案の中からこれが明らかになってございまして、四五年とかあるいは五年に及ぶ不法残留者というのが発見されておまして、やはり相当程度悪質な不法就労という事案も出ております。これが、

こういった形がもし放任されまして不法就労活動をしつつ日本に定住しているということになりますと、入国管理行政の基本的枠組みでございまして在留資格制度あるいは在留期間制度というようなもの根幹が損なわれるおそれがございます。このことは国際的な常識でも、各国とも在留資格なり在留期間なりを定めて、そして外国人にはそれを守らせたと普通いろいろな権利を確保するようになっていることになってございまして、入管行政をもし適正に運営することが国として必要であるというふうなことになります。それはやむを得ないといいますが、ある程度重い処罰をせざるを得ないというふうに思われるわけでありま

す。

ただ、今ちょっと私思い違いをしております、さらに長期間、要するに自分の就労することができない資格であることを十分知りながら、資格外活動として就労を続けているということ自体は、やはり事案によりましては犯情の重いものがあるうかと思っておりますので、一年程度は相当だと考えているわけでございます。

○橋本教君 逆ですよ。事案の重いものは七十三条じゃなくて、七十条で三年の刑罰に処するといふそういう仕組みがあるんですよ。それと別に、単純に七十三条で報酬を受ける活動を行ったら今までの六月を一年にするんですからね。明らかに刑罰を重くするという合理性がどこにあるかというところになりますと、これは今までの六月以下で特段の不利益あるいは不都合があったというそのことが実証された場合なら納得できますが、今のお話では納得できません。

それから、いわゆる摘発件数は全体の数の中の二割にもなっていないんじゃないですか、推定は。その点どうですか。

○政府委員(米澤慶治君) まず、今おっしゃいました逆だというお話は、まさに専ら資格外活動をやって不法就労をした者が別途定められておりますから、これは三年以下になっておりますので、こちらが重いわけでございますが、従前は資格外活

動の絞り込みが行われておりませんで、ある外国人が日本に入りましたときに、ある一定の在留資格が与えられればそれに見合わない活動はすべて資格外活動になり、処罰の対象になっていたわけでございます。つまり、言うなれば今度は資格外活動の構成要件を厳格にいたしまして、例えば与えられた在留資格に違反して事業を営んでもうけるところがあるいは働いて報酬を得るということだけでも資格外活動という構成要件を決めましたので、それ自体犯情の重いものに絞り込んでいるわけです。

それから一年といいますが、我々、ほかの法定刑もそうですが、罰金の金額との整合性を合わせますので、六月以下の懲役というのは、罰金と合わせます場合には軽い罰金を定めている場合だけ大体六月ぐらいにしておるわけでございます。そういう比較考量の関係から一年というふうにしたわけでありまして。

○橋本教君 もう時間ありませんが、私は今の答弁では納得できないんです。七十三条の二について言うならば、これは創設規定ですが、「事業活動に關し、外国人に不法就労活動をさせた者」と、こうありますが、これは一日であつても一時間であつても理論的には全部入るんですよ。この前私が指摘したように、アメリカのシン普森法では段階的な行政処置を含む手続があつて、最終の段階で反復的、計画的、アメリカで言う故意犯という状況になったときに初めて雇い主も処罰する、こうなっている。その処罰の中身は懲役刑じゃなくて禁錮刑が主でしょう。

だから、そういう意味で、たとえ資格外の労働であつても、働く者、雇う者も含めて、中間搾取とかタコ部屋で搾取するとか、暴力を伴う使役とか、そういうことは別に厳しく罰するとして、労働それ自体はクリミナルな悪とは見ないという感覚があるわけですね。それで初めに私がその感覚を指摘したんです。この七十三条の二によればまさに構成要件は極めて広いんですよ、これは。絞り込まれていない。こういう広い構成要件で雇主主処罰

を創設することは、不当に処罰される雇主が出てくるおそれがあるだけじゃなくて、このことが今度は働く者、外国人労働者に対しても同時に不利益を及ぼすような働きをする可能性がないとは言えないと私は思ふんです。

そういう意味では私はこの七十三条の規定は非常に問題がある規定だと、こう思っております。構成要件的に、たとえ一時間雇つても一日であつても、計画的、反復的でなくてもいやくも三年以下の懲役、そういった処罰の対象にされるといふのは入管行政のあり方として、刑罰として余りにも重過ぎはしませんか。どうですか。

○政府委員(米澤慶治君) 委員御指摘のように、働くことだけを抜き出しますと、私は非常に無色透明の行為であり、あるいは逆に人間としてどういふ行動だろうと思つております。その点では委員の御指摘は私も同感でございます。

ただ、アメリカ法をお取り上げになりましたが、例えば反復継続してという構成要件にするか、あるいは逆に事業活動に關してそういうことをした場合には取り上げるか、これはやはり観点が違つていふだろうと思つてございまして。例えば事業活動に對して、確かに構成要件的には一時間であつても一日であつても形式的にはその犯罪構成要件に当たるわけでございますが、我が国の刑事政策的な刑罰法規の運用は、その刑罰法規がつくられまして背景事情とかあるいはねらいとか、立法趣旨と我々言いますが、それにのつとて運用いたしますゆゑに、委員も法律家であらせられますので釈迦に説法で恐縮ですが、例えばそれに当たりさえすれば刑罰の対象にして起訴するということは必ずしも言えないわけございまして、犯情軽微な場合には当然のことながらこれは起訴しないという措置が幅広くとられることにならうかと思つてございまして。

その一つの証拠は、性質が違いますが、例えば資格外活動であれ、不法残留者であれ、大方の方々は退去強制の対象にはされつつも、現在実務において起訴される事例は非常に少のうござい

ます。これもやはり犯情悪質な場合についてのみ処理されておるからであらうと思われましますので、構成要件の定め方と運用、あるいは法の目的は全部総合的に御判断いただかないと問題かと思つてございまして。

○山田耕三郎君 私は、前の委員会で時間の関係で質問できなかった分、さらにはまた法務大臣にまめとして御所信をいただきました分、それらを要約いたしまして二つの要望事項と一つの質問事項にさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

第一点は、本年はアジアの各地から多数のボートピープルの来航が見られ、大変な混乱を招いたことは御承知のとおりであります。その後、政府は難民と偽装難民とに区分をされ、偽装難民については強制送還で対応するよう決定をされておりますけれども、強制送還もなかなか思うままにならない様子であります。その上、世界の世論は強制送還については極めて厳しいものがあります。これは、この間六月のジュネーブにおける会議の結果を見ても、そのことの事実でありますことを物語っております。したがって、単純な対応では世界的批判を招きかねません。

また、今日の入管の施設、人員、わけでも語学力では、もし来年もこのような状況を迎えたとしたら入管行政は全くお手上げのようになつてしまいます。中国系ベトナム人が多数住みつき、ボートピープルの香港、日本、さらには東南アジアへの出航基地とさえ言われております中国広西省北海地区の状況等の把握をも含めて、万全の対応をなさるべきだと思ひます。そういった点を強く要望いたします。

第二点といたしましては、ボートピープルだけでなく、合法的に入国しながら在留資格外の活動に従事している人たちが、いわゆる皆さん方の言葉をかりれば不法就労者も激増し、これらに関する多くの問題もまた派生をしております。さきにも申し上げましたとおり、経済大国になつた日本に職を求めて人が殺到するのはむしろ当然の現

象かと思われま。

外国人労働者の急増は、経済力に見合った地球規模の政治的責任をどう担うのかを真剣に考えるよう日本に突きつけられた世界的な要求だと私は理解をいたしております。単純労働者の入国をいづまでもかたくなに閉鎖を続けるという対策だけでは許されなくなってくるのではないかとこの心配もございまして。私自身、今の時点で適切な処方せんを持ちませんが、世界的にも国内的にも共感を得られる方策の確立をみんなで考えなければならぬのだと思っておりますが、特に本件を担当なさいます法務省の責任は第一義的にやっぱ大きいと思っておりますので、これらの件についても善処をいただくよう要望いたしておきます。

最後に、法務大臣にまとめとしての御所信をいただくために次のことをお尋ねいたします。

先日の質問にも申し上げましたとおり、雇用者罰則制度や就労資格証明書の導入は、罰則を恐れる雇用主が在日韓国・朝鮮人に対しても証明書の提示を求めたり、不法就労を口実に就職を断つたりするなど、在日韓国・朝鮮人に対する労働差別が一層強化されるように予想されます。また、戦後韓国から日本に入国をして定着しているいわゆる潜在居住者に対する解雇や摘発が進み、これらの人々を多く雇用する在日韓国・朝鮮人の零細経営者の経営基盤が危機にさらされるのではないかとこの心配もあります。この点をどのように対処されようとするのか。

さらに、日本において在日韓国・朝鮮人に対する問題が余りにも多いのは、私たち日本人のこれらに在日韓国・朝鮮人がなぜ日本に在留するのかという点に対する歴史的認識の欠如があると思っております。これは先日申し上げたとおりでありまして、永住者の子供として日本で生まれ育った在日第三世代の法的地位もいまだ二国間協定の中で明確になっておりません。そういった中で在留資格の新設、細分化は、この人々をも一般外国人と同列の資格に置いて、第四世代以下はさらに不安定になるのではないかとこの不安が存在します。世

代を経るごとに安定をしていく方が当然だと思いますのかかわりませう。世代を経るごとに過去の歴史性が忘却をされたような不安定な法的地位に置かれていくのではないかとこの不安です。

これも担当局長さんの答弁も承りましたが、ただいま申し上げました二点について、果たして私の心配しておることが杞憂にすぎないのかどうか、改めて法務大臣の御所信を承りたいと思っております。

○國務大臣(後藤正夫君) いろいろな問題についてお尋ねでございましたのでお答えを漏らしてしまつてはいいけないと思ひますが、まず第一には偽装難民の強制送還の問題について御指摘がございました。これは言葉の問題というようなことの御意見がございましたけれども、今回日本政府と中国との間の折衝の結果中国側が引き取ることになっております。難民につきましては、これは中国に在日大使館の人が直接本人に会つた上で確認をしているものでございまして、そういう点からの間違いということが起こることはないというふうに考えております。

それから資格外のおいゆる不法就労の問題でございましてけれども、これは日本も経済大国でございまして、その経済大国に大きな夢を持って日本に來たがっている人が多いというところは、これは当然考えられることでございまして。しかしながら、きょう午前中からも御意見が出ていたことについてお答えを申し上げましたように、かつて先進国として日本より繁榮しておりました国々が外国人労働者を大量に受け入れてその問題が今大きな社会問題になって苦しんでいるというような事情もございまして、その受け入れについてはやはりある限度を設けていかなければならないということから、今回の法改正におきましても、受け入れるべきものの範囲を今までよりさらに拡大をして考えていこう、しかし不法入国についてはこれは認めるわけにはいかないという態度で臨んでいかなければならないというふうに思っている次第でございまして。

それから第三番目に、在日韓国・朝鮮の方々に對する差別の問題を御指摘でございました。在日韓国の方々のいゆる二世までの問題につきましては既にいろいろな方途が考えられているわけでございまして、在日韓国の第三世代、いわゆる第三世の問題につきましては、その法的地位については今回のこの入管法の改正とは別個の問題といひまして、韓日両国で外交交渉を通じて双方の満足し得る結論を見出すべく今努力をしております。ところでございまして、これはなるべく早い機会に結論を得るといふようにいたしたいと考えております。

あとの問題につきましては、もし残っておりますれば、政府委員の方からお答えをいたしたいと思ひます。

○山田耕三郎君 終わります。

○櫻井規順君 参考人の意見も含めましていろいろと考へさせられながらこの委員会審議を進めてきたものでございまして。本法案についての最終委員会、いわばまとめの質問をさせていただきますと存じます。

国際化社会というよりも文字とおり国際時代、そして日本国内におきまして地域社会においても国際社会というものを確立しなければならぬ時代が来ていると思ひます。我々が築くべき国際社会というものがどうあるかということを考へてみた場合に、国内における外国人との関係、外国人の人権の問題というのは非常に大きな問題であると思ひます。幾つか質問をさせていただきますが、最初に具体的なことから入らしていただきたいと思います。

最初に、労働省の通達の問題について触れたいと思ひます。午前中に清水先生の方からも御質問があつたわけですが、私自身も労働省の通達は、雑誌に載りました昨年の一月の十三日の通達しか読んでございせん。その後の調査検討のための懇談会の答申等も読ませていただいたわけですが、七月二十五日の通達につきましては、労働省の吉免さんが座

談会においてになつて要旨の御紹介があるのしか私は存じておりません。資料は関係者に求めたところですが、見るべきものがあつたんですが、どうもこの通達の構成からして、まず日本における外国人労働に不法労働ありきという立場に立つた通達になっているやに昨年一月の文書による限り感ずるわけでありまして。懇談会の調査報告は非常に体系的でまとまつたものなんで、それを受けとめてことしの七月の通達は成り立つていゝのではないかと思ひますが、どうも私の聞くところ、見るところによれば、これまた不法就労をいかに情報収集をするかという観点に立つた通達のように感じます。

それはともかくといたしまして、ここ昨年ことしと労働省が外国人労働者について労働行政を進めてきた中で、日本の今の国内法において不法就労の問題が非常に大きな問題になっているわけですが、労働省の外国人労働者についての通達がどのように都道府県で実施されているかという状況についてお答えいただけたらというふうに思ひかけております。

通達の中身は、御案内のように現行の外国人労働行政についての通達、これの各都道府県における説明会の開催、あるいはことしはキャンペーンを開催したとのことですが、そのキャンペーンの実施状況がどうか。それからいろいろと不法就労についての情報収集に御努力されてきたわけですが、その収集実績というものはどうだったのか。その辺のことをまずお聞かせいただけたらと思ひます。

○説明員(齋藤邦彦君) 今年の七月二十五日、職業安定局長から各都道府県知事あてに通達をいたしました。これは職業安定行政といたしまして、国内におきまして適正な労働力需給調整という観点から、外国人労働者の適正な受け入れを実現するというような観点から通達を出したわけでありまして、一つは外国人労働者問題に關します事業主等に対します指導の徹底ということが第一点でございまして、それから第二番目が不法就労にか

かわる実効ある対応、それからあわせて外国人求職者等に対します適切な対応、こういうような三点につきまして通達を出したわけでございます。具体的にはこの通達に基づきまして事業主指導に最重点を置いて、現在各職業安定行政機関、力を挙げておるところでございます。

具体的に申し上げますと、一つは先月の十一月二十一日から十一月三十日までを外国人労働者問題啓発キャンペーン期間ということにいたしました。集中的に事業主に対します周知、啓発に努めたところでございますし、あわせてリーフレット等も作成をいたしまして、そのような事業主の方々にお集まりをいただいたところに配布するなどいたしております。それから、あわせて事業主指導が大体約四百件ぐらい全国において行われたということでございます。

○櫻井規順君 関連しまして、労働省の各都道府県に対する指導の中身の構成の問題ですけれども、私の意見というように受けとめてくださって結構ですけれども、どうも不法就労取り締まりが先行しまして、定住外国人の就労の保障の問題、あるいはさまざまな制約条件下に置かれながらも就労者、研修者、就労ができるわけでありまして、そういう外国人の求職の保障の問題ですね、こういう問題、前段の定住居住者については制限はないわけですが、就学、研修の就労の場合制限はあるわけでありまして、そういう点の外国人労働者の求職の保障並びに定住外国人の就職あるいは労働条件の保障の問題を法制上も優先して御指導願いたいと思っております。一応御回答を伺いましょうか。

○説明員(齋藤邦彦君) 先ほどの通達におきましても定住居住者等への配慮ということの項目を設けまして、外国人の就労に關します業務を遂行するに当たりましては外国人の方々の人権尊重に十分配慮すべきであるというようなこと、あるいは適法な外国人の就労につきましてはその権利を不当に侵害するような結果をもたらさないように十分留意するということについても注意を喚起いたしております。また、あわせて事業

主等の指導に当たりましては、やはり労働関係法令の外国人への適用関係等と、あるいは外国人労働者を雇用する場合の労働条件、雇用管理等に際しまして注意すべき点、このようなものもあわせて指導を行っておるわけでございます。

○櫻井規順君 こうしてあえて触れるのは、今度の改正案で大分不法就労あるいは不法雇用に対するペナルティーの問題等が正面から取り上げられている関係で、より労働行政もあるいは法務の行政もそちらにウエイトがかかるのではないかと、いうことを心配しまして質問しているものでございます。

続いて、外国人の人権あるいは権利についての教育あるいは啓発についての問題でございます。これも参考人の間から大分意見として出されているわけですが、ただいまの労働省の啓発についても通達の徹底という限りのものでありまして、私はポスター一枚見ておりませんのでございしますが、随分静岡県内も歩いていっているものでございしますが、あるいは事業所も随分訪問しているものですが、見かけたことがないのであれなんです。ここでひとつ法務省になりますか、労働省になりますか、出入国管理の問題を含めまして、外国人の権利につきまして、事業主というふうに限定しないで日本国民に対して教育、啓発をする必要があるというふうな思われ方をしております。

入国の規制というものはもう当然主権の問題であるわけでありまして、しかし、一たび日本国内に住まわれている人あるいは入国された方の外国人の地位、市民権というものは保障されなければならぬわけでありまして、とかく日本人の外国人に対する対応の仕方には問題があるやに聞いているわけでございます。ひとつ外国人の市民権、権利あるいは入国の規制の問題も含めて結構でございますが、国民に対する教育、啓発についてこれまでも努力をされてきたのか。そして、これはもう格段の違いのある今後の取り組みを求めらるものでございますが、その辺についていかがでしょうか。

念のため、大蔵省の消費税に対する説明なんというの物は物すごいものでございまして、大蔵大臣がじきに新聞広告に登場しまして三億円の広告を掲載するというような事態でありまして、もう少し法務省も、入国管理局もあるいは出先の機関も今日的な国際社会のあり方の追求を求めて今のような教育、啓発について力を入れていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

○政府委員(股野景親君) 御指摘のとおり、外国人の権利の問題あるいは入国、在留の適正なあり方の問題について、外国人に対して政府側の考え方というものを十分知らせる、同時に日本国内に向けてさような同じ目的の広報あるいは啓発の努力というものをいたすことが非常に重要であると考えております。先ほど来も御説明申し上げました中で、この点についての法務省側の努力について一部触れさせていただきましたが、先月、本年の十一月二十一日以降労働省側ともこの点について事前に御相談をいたしまして、一つのキャンペーンを法務省として行っております。

法務省の行っておりますキャンペーンは現在も引き続き続行しております。今月の二十一日までの間を外国人労働者問題啓発キャンペーン期間と称しまして、各種の広報啓発運動を行っておるところでございます。そのために、ただいま委員御指摘のありましたポスターについても用意いたしましたし、また、ここにリーフレットを持つておりますが、こういうリーフレットをつくりまして、「ルールを守って国際化」という表題のもとに「外国人労働者の受入れは適正に」というサブテーマあるいは「不法就労の防止に理解と協力を」というサブテーマも持ちまして今呼びかけを行っているところでございます。

そのためには、これは御指摘のように事業主団体はこの関連での連絡を行っておりますほか、各地方入国管理局による各種の広報プログラム、あるいは教育関係機関、あるいはこれに關係しまして法務省と一緒に協賛を行っております入管協会あるいは日本語教育機関の振興協会等の協力も

得て、その意味での広報を行っております。その中で適正な理解が国民に広く得られるよう既にいろいろ努力もいたしております。

また、そのほかに、先ほど申し上げましたいろいろな各地方入管における窓口の設定ということについても今後さらにこれを強化拡充してまいりたいものであります。また入管協会という組織が法務省のいわば外郭組織としてありますが、この組織を通じて、また各種の広報機関あるいはそれ自身の出版物等の発行によりまして同様の目的の運動を展開しておるところでございます。

そういう意味で、これらの努力を既に重ねておりますが、委員御指摘の問題点も十分我々は認識しておりますので、引き続き同じ目的で努力を重ねてまいりたいと思っております。

○櫻井規順君 新しい改正法が実施された段階の不法就労関係の取り締まりの面でいろいろと危惧をするものでございますが、今の外国人の人権あるいは市民権の周知徹底という面から見まして、これも参考人から出ていたわけですが、まだ日本に住んでおります外国人の皆さんの差別がある。特に在日韓国人・朝鮮人の皆さんの関係が強いかなと思いますが、今日なお国内法で適用すべきもので適用されないものがある、あるいは著しく立ち回れている、欠けているものがあるという御指摘の中で、参考人の中からも、教師としての就職など教育分野にあるというふうな御指摘や、私の方から指摘した点ですが、社会保障の面では生活保護の適用の問題などがございします。

そうした国内法で外国人に当然付与すべきものでまだ立ち回れていない面について、どんな指導を今後していくかということについても触れられれば、これは厚生省なり関係部局にかかわる問題でございますが、就職の差別の問題なんかかなりあるわけでありまして、お気づきの点、今後の対応でお考えの点があれば御答弁いただけたらと思っております。

○政府委員(股野景親君) 先ほど来の御審議の中でも、この教育の問題あるいは医療の問題等につ

動をしてまいっておるわけでありまして、その点はまず近隣諸国における出入国管理当局との話し合いを、これまでも既に行っておりますが、今後ともいろいろそれを積み重ねながら効果的な方法というのを見出してまいりたいと思っております。

内外平等主義という観点からの外国人に対するいろいろな施策についてもお触れになりました。これは基本的には関係の国内の省庁がそれぞれのお立場でお考えをいただくことだと思いますが、それぞれ関係省庁の側において適切な対応をなさるよう配慮されていくものと考えております。

○説明員(齋藤邦彦君) 先生ただいま御指摘の出入国管理基本計画でございますが、この計画の策定に当たりましては労働省といたしまして、労働力の需給調整あるいは労働条件の確保というものを所管しております立場から、十分法務省と御相談しながら策定に参画させていただきたい、こういうふうにご考えております。

○紀平悌子君 本件最後の質疑になりますので、多くを伺いたいという気持ちはございますけれども、伺い残した部分につきまして法務省にお伺いいたします。

五日の参考人の御意見の中に、本件に関して非常に重要なことは外国人労働者の実態調査というものがあるという御意見もございました。現在不法就労者の国籍別の状況はどうなっておりますか。お示しください。また、六十二年、六十三年、そして平成元年度までの推移を伺いたいと思ひます。

また、変化がそこにあるとすれば、その原因の主なるものを挙げていただきたいと思います。

また、今後の国籍別の状況の推移はどうなってくるのかということ、できたらお答えいただきたいと思います。なぜならば世界にはさまざまな風俗、慣習あるいは宗教の人々がおられます。同一宗教であってもいろいろな派に分かれていて、同一場合でございます。法務省がこれから対応なさいます場合の施策の細やかさというのが非常

に大事な時代に入ってくると思ひますので、お願いをしたいと思います。

○政府委員(股野景親君) それでは今の御質問にまとめてお答えを申し上げます。

まず、不法就労外国人の実態でございますが、これは実際に法務省当局で摘発を行った件数について見てみますとその実態が一番明らかであると思ひますので、摘発を行った件数について御説明を申し上げます。

不法就労外国人として法務省入管当局で摘発を行行いました件数について見ますと、昭和六十二年が全体で一萬一千三百七十七人です。それから昭和六十三年においては一萬四千三百四十四人となつております。本年、平成元年上半年期においては九千三百八十人という数になっております。

御質問の国籍別でこれを見てみますと、昭和六十二年の状況で見ますと、フィリピン人が八千二百七十七人という数で圧倒的に多いという状況がありました。以下、タイ人が千六百七十七人、バキスタン人が九百五十八人、中国人が四百九十四人、バングラデシ人が四百三十八人の順になっております。今度は昭和六十三年について見ますと、フィリピン人が五千三百八十六人と依然トップを占めておりますが、バングラデシ人が二千九百四十二人、そしてまたバキスタン人が二千四百九十七人となりまして、この両国の不法就労者の摘発者が急激にふえておるといふ状況が見られます。以下、六十三年において、タイ人は千三百八十八人、それから韓国人が一千三十三人、こうなっております。

次に、今度は本年に入りましてからの状況を見てみますと、本年の上半期におきましては、先ほど来申し上げてまいりましたフィリピン人が昭和五十八年以来トップを占めていた状況に変化が見られまして、バキスタン人が最も多くて二千二百四十六人ということになりました。以下、フィリピン人二千二百七十七人、バングラデシ人千六百九十五人、韓国人千三百四十五人、マレーシア人七百六人という順になっております。

この背景を見ますと、韓国人についての数の急増ということが見られますが、これは韓国が海外渡航の自由化措置をとつておつて、本年一月からは大幅な自由化を行ったということが一つ指摘できると思ひます。また韓国内においてオリビック等の大きな工事が終了したということに伴う就労先の変化、減少というようにことが挙げられるかと思ひます。また、バキスタンとバングラデシという両国についての急増ということも見られたわけでございますが、これについてはその後、本年一月に両国との査証免除取り決めの一時停止を行いました。したがって、こういう二国について今後のことについて見ますと、減少傾向を見るものと思つております。それからフィリピンにつきましては、これはかねてフィリピンにありまして我が日本大使館における査証発給につきまして、その厳格化という措置を外務省側の協力を得て行つておるわけでございますが、そういう効果というものが最近になってあらわれてきているのでフィリピン人の数について増加が鈍化しているという現象も見られるものと考えています。

○紀平悌子君 バキスタン、フィリピン、バングラデシ、韓国、マレーシア、タイなどですね。言語、習慣について入国審査係官または外務事件担当捜査官に対して、その対応について養成のときにどのような内容で行われているか、まずお伺いしたいと思います。

殊にイスラム教など非常に厳格な戒律を宗教上課せられておる外国人に対する配慮については、どんな行政内部での指導が行われているんでしょうか。できれば実例を挙げて御教示をいただきたいと思ひます。

○政府委員(股野景親君) まず、職員これらの諸外国から見ておられる方たちの言語、習慣についての知識の修得ということが御質問の第一点でございますが、これは職員がその行政を執行していくに当たつてこれらについての研修の機会を可能な限り十分持つように法務省として配慮をいたしております。まず語学の点についても基本的な

研修というものを心がけることにいたしております。すほかに、これらの国のそれぞれの独特の風俗、習慣というものがございますので、こういうものについても職員に各種の研修の機会を設けることによって遺漏なきように努力をいたしているところでございます。最近、これらの国々からの入国者がふえておるといふ状況がございまして、そういうことについての理解を深める必要性はますます高まっておりますので、研修の充実ということ、あるいは必要な語学の研修の拡大ということについて、これからの努力を行つてまいりたいと思つております。

また、特にイスラム教の関係の方たちについて入管当局として対応する場合に、そのイスラム教の方たちの宗教上の慣習、あるいはそれに関連する各種の慣習というもの、これも十分職員が念頭に置いて対応するようにいたしております。この点は実際の対応に当たつて心がけておるところでございます。例えば取容所という施設の中で、これらのイスラム教の国から見えてくる人たちに、これらの処遇につきましては、当然宗教による戒律あるいはその生活様式というものに十分尊重するよう心がけておられて、例えば礼拝というやうなことについては十分これを尊重する。また食物、食事ににつきましては当然宗教上の戒律があるわけでございますので、それを尊重したことを行つて、これらの方々についての処遇については十分そういう点の配慮を行つておるところでございます。

○紀平悌子君 警察庁の方から、同じことのお答えをいただきたいと思います。

○説明員(村上徳光君) お答え申し上げます。ただいまの御質問でございますけれども、まず警察の取り調べ官に対する教養でございますけれども、警察といたしましてはこれまで捜査官等を対象とした英語、韓国語、中国語等の教養を行つてきたところでございますけれども、昭和六十一年の四月からは犯罪の国際化に対処するために警察大学校に国際捜査研修所というものを設置いたし

まして、国際犯罪捜査に関する研修等を行つております。これまで行つてきた語学教養に加えまして、少数の者に対してはごさいませけれども他のアジア系の言語にかかる教養を行うこととしたしまして、昭和六十三年からはタガログ語、平成元年度からはさらにタイ語の委託教養を実施しております。来年度以降には、タガログ語とともに広東語、ウルドゥー語等についても逐次教養していきたくと思つております。

しかしながら、現状では取り調べに際しましては、英語、韓国語、中国語を除きましては民間の方に通訳を委託していただいております。これらの国の習慣につきましては警察官にとつてなじみの薄いものでありますことから、国際捜査研究所、関係課等において各種の資料等をもとに、警察官を対象とする執務資料を作成して都道府県警察に配付していただいております。

また、以上のほか、警察庁におきましてはこれらの国の警察幹部を招くセミナー等を積極的に開催いたしまして相互理解を深めるように努めていくところでございます。

外国人の被疑者につきまして、言葉の問題だけでなく、その国の宗教、生活習慣等異なることがございまして、よりきめ細かい配慮が必要と考えております。それぞれの国の慣習等につきまして各種の交換資料等をもとに、都道府県警察の参考とする資料を作成し、それを尊重した捜査を行うように指導しております。

具体的な点でございませけれども、先ほどイスラム教徒のお話ございましたけれども、来日外国人の取り調べにおきましては相手方の慣習等に十分配慮するようにいたしております。例えば宗教上の理由で一定の時間に礼拝行為を行うことを希望する者に対しては、取り調べを一時中断する等の配慮を行つていただいております。

なお、食事その他の被留置者の処遇に関する事項については、捜査官ではなく留置担当官が措置するものでございませけれども、これにつきましてはいくつかイスラム教徒については豚肉を食べない

という者が多々ございませるので、豚肉を食べない者に対しては本人の希望に基づいて、それを含まない食事を供するなど、生活習慣等に応じた適切な処遇を行つていただいております。

いづれにいたしましても、人種的、宗教的に差別とか侮辱とか受けとめられることのないよう十分な配慮をしていただいております。

○紀平悌子君 どうぞその御配慮が実際の現場においてきちつと行われますように、なおよろしくお願いをしたいと思いますように申し上げておきます。

次に、労働省にお聞きしたいのですが、労働省のお立場で見た研修制度の実態、いわゆる研修目的で単純作業に就業させている実例について、おわかりの範囲で結構ですからお願いいたします。

○説明員(南本慎亮君) お答えいたします。研修生につきましては法務省等で入国審査が行われておるわけでありまして、労働省につきましましてはその入国審査の段階で研修期間が一年を超え

る者、その他技術的に研修かどうかといったような者についてのみ協議があることになっておりまして、したがっていまその全容を全部把握することは非常に困難な状況にあるわけでございませ

しかし、法務省が実施された調査結果の中におきましても、研修を目的として研修生として受け入れながら事実上労働者として就労させているという事例が少なからずあったというような報告にも接しております。承知いたしております。

労働省といたしましては、今後とも外国人研修生の受け入れにつきましまして、研修本来の目的に沿つて適切な研修の実施が確保されるように関係省庁とも協力いたしまして対処してまいりたい、そのように考えております。

○紀平悌子君 続いて、法務省にお伺いしたいと思います。

研修生が研修終了後ですけれども、研修実績などのチェック、それからフォロー、その体制はどうなつておりますでしょうか。日本と相手国との間でどうなつてい

で研修生の受け入れなどについて、これは何回も御答弁の中にあつたかと思ひますが、協議の必要があると思うのですけれども、この点でどこまで進んでいるのでしょうか。できましたら、全部の国でなくともいいですから、幾つかの国を挙げて御説明いただきたいと思います。

○政府委員(股野景親君) 研修を終わった後の実績ということ、これは日本の国内で研修を行つております機関に当たつての調査ということが一つ行われていることとございまして、もう一つは、

今度は外国でその方たちが帰国した後、どのように日本で習得した技術、技能というものを活用しているかということについての実態把握という面での調査がございませ

どちらにつきましても入管当局としてこれを行うことに心がけておりまして、研修の実績につきましまして、これはいろいろな形で日本で行われておる研修の実施機関との関係がございませ

これらの機関に当たつて、あるときは実地に入国管理局から職員が現場まで出向きまして、そしてその事情を聴取する、そして、その研修というものが日本で行われた後、本国に帰つて実態的に行われていることについての状況を十分確認するとい

うことを行つております。これは研修計画というものをを行う際に当たつて、何回にも分けて研修生が来日するという実態がございませ

が来日するということに備えての実際の研修で研修生が新しく来ることに備えての実際の研修効果があるかどうかという点を把握する上で必要なことであるので、そういう観点からも日本の国内における研修の実態を通じて帰国後の実績を把握するということに心がけておるわけでございませ

それからもう一つ、海外における実績でございませ

ますが、これは海外のことにもなりますので、この点も日本の国内における研修実施機関が一つの情報源であるわけですが、もう一つは外務省を初めとする関係省庁を通じてそれに関連する情報を得るということに心がけておりまして、研修についてはいろいろな形式がございませ

で具体的なプロジェクトの名前を申し上げる材料を持つておりませませんが、研修の身から申しますと、非常に関係の深い国としましては日本の近隣のアジア諸国になりますので、近隣のアジア諸国との間の研修事業というものが十分に効果的に行われていくように、引き続き日本国内及び海外における関係方面との連絡をとりながら実態把握を行つていくというふうに望んでおります。

○紀平悌子君 法務省に、続いてお伺いいたします。

前回の委員会で御質問申し上げた点の確認でございませ

が、これは技術、人文知識、国際業務、すなわち改正法案の別表の第一の二にそれぞれ挙げられてございませ

それそれぞれの在留資格について行われるのだから悪用の心配はないというふうになしとお答えになったと思ひますが、現在行われている研修制度ですら今までの御答弁でございませ

法就労もあるということとございませ

在留資格という歯どめはあるけれども、書類上の悪用ということもあるのではないかと心配をいたします。いま一度これをお確かめたいと思ひます。

○政府委員(股野景親君) 委員がこの点について先般御質問ございました。その際に私の方で御答弁申し上げました内容は、委員が既に御承知のとおりでございませ

が、在留資格のまず規定の仕方におきまして一定の水準に当たるものをこの新しい企業内転勤という在留資格で受け入れるということにいたしております。

すなわち、我が国に事業所のある公私の機関の外国の事業所から転勤してくるということがこの場合に当たりますが、その職種については、これは当然限定をするわけでございまして、その限定される範囲が委員も御指摘の技術または人文知識・国際業務に当たる活動を行う者に限定するわけ

でございまして、この水準につきましては、これも先ほど御審議の中で説明を申し上げましたが学術上の素養を背景とした一定水準以上の技術または知識を必要とする業務に従事する者というこ

とに限定をいたしております。

また、もう一つ、御懸念のようなことがあつてはいけませんので、実際に今度はこの在留資格についての所要の審査基準を定めていく中で、はつきりとの点も明示し、例えば低賃金の労働者がこの在留資格で入ってくることはないように、十分にその審査基準を決める中で明らかにし、また、その運用についても当然この点を明確にしていきたいと思います。

○紀平悌子君 最後、まとめとして法務大臣にお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

この本法改正案でございませうけれども、提案理由には、最近における外国人の出入国に関する状況にかんがみ、在留資格制度の整備並びに在留活動の規制及び法的保障の明確化を図る。それとともに外国人の不法就労に対処するための関係規定を整備するなどの必要がある。簡単に言えばこれが提案理由だということに記されております。また、午前中の御審議の中で、清水同僚議員の御質問に對しまして、米澤審議官のお答えで、入国管理行政の要諦は日本社会の健全な発展に寄与するというところである、したがってこれ以上不法労働者がふえるということは日本にとって不利であろうと考える。これはお言葉どおり速記したわけではございませんでここに何か欠けているかもしませんが、というような御答弁をいただいたと思ひます。

確かに、この出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案は提案理由に沿って有益な部分も多くあるというふうには私も認めたいと思ひます。けれども、前々回それからきよの質疑、それから五日の参考人の御意見を聞きする中から、入国管理行政で大事なことは、提案理由それから前述審議官の御答弁の範囲で果たしてよいだろうかというのをやはり考えざるを得ないというふうに思ひます。現在の国際化の中で出入国管理行政は、労働、外交そして福祉、人権あらゆる問題を含めた総合的な政治そのものであるというふう

に考えます。それに、出入国管理のあり方というものは、外国人にとつての直接の窓口ですから世界からも注目されている大きな問題だと思ひます。

これまでの審議の中から、一番目には、日本に移住または職を求めて外国人が統々と移動をしてくるといふ現在、本当にこれはもうだれも認めざるを得ない現実でございませう。阻止するということとがなかなか難しい状況でございませう。この間、難民の上陸問題でこれは既に証明をされておりますし、今後の心配も多々あるわけでございませう。

二番目には、日本人の労働意識の変化というものもあつて、単純な労働の手不足状態というものが積み残しになっております。中小企業庁の中小企業白書によりますと、昭和六十三年十二月のアンケートで一定の条件つきで外国人労働者を受け入れてほしいとするものが五十一パーセントあり、無制限でそうしてもいいとするものが七パーセント、約六〇パーセント近い中小企業の経営者たちがこれに答えているわけでございませう。

三番目に、一番大事なのは、経済先進国また債権大国であると言われる日本が憲法の要請する基本的人権尊重や国際協調主義、平和主義の諸原則を踏まえるという大前提が必要ではないかと思ひます。たとえ一億という移民予備軍、これは私がつくった言葉ではないのですけれども、というものがあつたとしても、一定の範囲内で一定の規範のもとに門戸を開いて、単純な労働に従事する外国人に人道的な配慮、これを法的になされるべきときではないでしょうか。「ルールを守つて国際化」といふお言葉、先ほどございまして、とてもいいお言葉だと思ひます。ルールを守つて国際化をする視点を少し変えていただきたいというふうにお願ひをしたいと思います。

再三同質の質問をいたしまして御迷惑だと思ひますが、大臣には人権を守る行政の最高責任者でいらつしやいますので、私の申し上げましたことにつきましたの御見解を伺ひたいと思ひます。さらに、六十一條の九の二項の二「外国人の入

国及び在留の管理の指針となるべき事項」、その指針のビジョンというものがもし大臣のお胸の中にありましたら、これはできるだけ具体的にお答えいただきたいと思います。これも前回、これに似たことをお伺ひしましたが御答弁が短かつたので、いま一回しっかりと聞きたいと思ひます。

○国務大臣(後藤正夫君) ただいま紀平委員からいろいろの問題についてまとめた御質問でございました。

外国人労働者の問題につきましては、我々いたしまして、特に法務省といたしまして、問題が非常に多岐にわたる行政分野にわたつておりますので、それを越えるものがございませうので、法務省だけの一存ではなかなか取り組むことのできな大きな問題であると思ひます。したがって、この問題につきましましては政府内部と十分な連絡を保ちながら、多様な角度からこれを検討していく必要があるだらうと思ひます。

先ほど基本的人権の問題を御指摘でございましたが、これは先ほど櫻井委員の御質問の中にもございましたように、国際的な視野に立つて日本もこれからいろいろな問題に対処していなければならぬということとを私どもも忘れてはならないと思ひます。また、先ほど米澤審議官からお答え申し上げましたように、日本社会の発展という問題、国際的にも寄与するような発展をしていくということが非常に重要な問題であると思ひます。日本は御承知のとおり世界経済の二一パーセントを占める経済的な発展を遂げている国であつて、この日本に人が集まつてこようとするのはこれは当然のことであるかもしれないと思ひますけれども、しかし、世界全体の国土の〇・三パーセントに現在二・五パーセントの人がいるという非常に人口密度稠密な国であるということから、そういう面からもおのずから限界があるだらうというふうに思ひます。

これは少しお話から外れるかもしれませんが、私は科学技術の世界を歩いてまいりましたけれども、宇宙船地球号というのは既に定員オーバーの状態にある、日本も現在定員をオーバーするような状態になりつつあるということを考えますときに、日本が外国人労働者を受け入れるということにはおのずから限界があるだらうというふうに考えるわけでございませう。

したがって私どもは、今御指摘のように、日本人の労働意識というものについて今までは違つた考え方、国際的な視野に立つて物事を考えていかなければならぬということとは当然のことでございます。これを実行するに当たりましてはおのずから限界があるというところで、私どもはその限界とおつかつていかなければならぬという問題があると思ひます。そういうことも考慮しながら、国際的に広い視野に立つて我々として可能な限りの外国人労働者の受け入れをやつていかなければならぬというところは、今回のこの法改正におきましては我々として慎重に考え、また努力しなければならぬ問題点である、そのように考えている次第でございませう。

御質問の点、お答えを落としたことがあるかもしれませんが、私の考え方をも含めてお答えさせていただきます。

○紀平悌子君 終わります。

○委員長(黒柳明君) この際、委員の異動について御報告いたします。先ほど、斎藤十朗君が委員を辞任され、その補欠として鹿熊安正君が選任されました。

○委員長(黒柳明君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませうか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(黒柳明君) 御異議ないと思ひます。それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。

○橋本敦君 私は、日本共産党を代表して、出入国管理及び難民認定法改正案に対する反対討論を

行います。

本法案は、外国人在留資格の明確化や審査手続の迅速透明化など改善の面があります。一方、本法案の根本問題である外国人労働者の受け入れについて、単純労働者は受け入れないという従来の方針を一層強化する方向を明確にしています。しかし、国民世論の動向は、朝日新聞の世論調査を見ても、受け入れに賛成が五六％、反対が三三％となっているように、何らかの条件をつけて受け入れるべきであるとしており、政府のこういうやり方では急増が予想される外国人労働者問題を正しく解決できるものではないと考えます。

今我が国に求められていることは、外国人労働者の急増を必然的にもたらしている内外の状況や、外国人労働者の地位に関する国連の宣言、条約、諸国民の海外移住の自由など国際的にも承認されている原則を重視し、いわゆる単純労働者についても適正な条件のもとで原則として受け入れる立場に立つて対応することであり、また、第一の反対理由は、不法就労に対する罰則の新設、強化であります。しかし、こうした罰則の強化では、現代の労働事情や入管行政の人員不足の現状を考慮しても、根本的な解決にならないことは明白であります。

また、不法就労助長罪の新設も問題であります。悪質な不法就労の強制や助長に対しては、これを取り締まることは当然であり、また徹底的に行う必要もありませんが、それらは労働基準法や職安法、労働者派遣事業法など現行法のもとでも十分できるものであります。それを、今回の改正のように単純労働者を受け入れないという方針を強化するために新たな刑罰を加えることは、外国人労働者を雇っている中小業者の人にとっても極めて脅威ともなるものであります。

しかも、資格を欠く労働であつても労働それ自体は外国人であつても憲法、労働法の適用はあり、何らの事前の行政手続もなしに事業活動に關するすべての不法就労の雇用を、たとえ一日であつても構成的には全部処罰の対象とするという

ことは明らかに行き過ぎであります。

第二の理由は、現在十万人とも言われる不法就労者問題そのものであります。政府はこれらの人々に対して処罰を強化し、また退去強制も考えておられるわけですが、これでは問題は根本的に解決しません。かえって、今でも深刻な外国人の生活と人権問題を一層深刻にさせるおそれさえあります。現状においても、暴力団や悪質なブローカーが存在しており、外国人労働者の労働条件や人権、あるいは十分な医療も受けられないなど、こうした無権利状態があることもこれは言うまでもないところであります。そしてまた、こうした状態が日本の労働者の労働条件や国民生活にまで悪影響を及ぼす可能性もあります。

政府は、これらの人々の人権を擁護する立場から、処罰の強化や退去強制で事足りるものではなく、現状の抜本的解決策をとることが求められています。具体的には、国籍による労働条件の差別を禁止している労働基準法の第三条の遵守はもちろんでありますが、ILO百四十三号条約の批准、二国間協定の締結と単純労働者の受け入れ枠の合理的な設定、滞在期間の限定など、こうした施策を緊急に実施して、秩序ある受け入れに向けて方向を決めることが正しい解決につながるものであると考えます。

政府がこのような方向を政策的に明らかにし、今日の国際社会の動向に正しく対応するため条件を早急に整備することを強く要望して、反対討論を終わります。

○委員長(黒柳明君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(黒柳明君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

安永英雄君から発言を求められておりますので、これを許します。安永君。

○安永英雄君 私は、ただいま可決されました出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党、護国共同、公明党、国民会議、連合参議院、税金党平和の会の各会派並びに各派に属しない議員紀平梯子君及び櫻井規順君の共同提案による附帯決議案を提出いたします。

は、この規定が悪質な雇用主等の取締りの必要性から設けられた経緯に十分配慮するとともに、末端で現実に不法就労外国人を雇用等する者を取り締まることにとどまらず、その背後にあつてこの規定に違反することにより大きな利益を受けている者の存在を見逃すことのないよう、その公正な運用に努めること。

六 退去強制手続に当たっては、弁護士を選任手続き、通訳の確保等に配慮し、人道的な観点からの配慮について留意すること。

右決議する。

以上でございます。

案文を朗読します。

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の諸点について格段の努力をすべきである。

一 出入国管理基本計画の策定に当たっては、最近の出入国管理行政が我が国社会の各般に影響を及ぼすようになっていることにかんがみ、あらかじめ広く国民各般の意見をも採り入れることができるよう適切な方策を講ずること。

二 不法就労外国人についても、労働関係法令等が遵守されるべきものであることにかんがみ、未払い賃金等就労中の労働条件に係る問題につき人道的配慮をするとともに、外国人労働者の人権問題等に係る相談制度及び法律扶助制度の拡充を図るよう努めること。

三 留学生、就学生及び研修生の受入れについては、我が国の国際社会に対する貢献の在り方等を踏まえ、本来の目的が十分に発揮できるよう適切な受入れの在り方について検討すること。

四 今般の法改正により、戦前から我が国に在留している在日韓国人・朝鮮人及びその子孫等の長期に留外国人の就業を含む社会生活に不都合が生じないよう、また、不利益が及ばないよう十分配慮すること。

五 雇用主等に対する処罰規定の運用について

○委員長(黒柳明君) ただいま安永英雄君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(黒柳明君) 全会一致と認めます。よつて、安永英雄君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、後藤法務大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。後藤法務大臣。

○國務大臣(後藤正夫君) 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案につきましては、委員の皆様方の熱心な御審議をいただき、ただいま御可決いただきましたことに對し、心からお礼を申し上げます。

なお、ただいまの附帯決議につきましては、その趣旨を十分に尊重いたしまして、努力してまいり所存でございます。

○委員長(黒柳明君) なお、審査報告書の作成につきましても、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(黒柳明君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(黒柳明君) 次に、民事保全法案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。後藤法務大臣。

○國務大臣(後藤正夫君) 民事保全法案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

現行法におきましては、仮差押え及び仮処分、すなわち民事保全の命令手続については民事訴訟法第六編に、その執行手続については民事執行法第三章にそれぞれ規定されております。民事訴訟法第六編は、明治時代に制定されたものでありますが、規定が簡素に過ぎるため実務の取り扱い上各種の不便を生じておりますとともに、判決手続によつて審理がされる場合におきましては、裁判に至るまで相当の長期間を要し、特に迅速な処理が要請される民事保全の制度の趣旨に十分になつていないと言えない実情にあります。また、現行法では、仮処分の執行方法及び効力についての規定が十分でないことから、実務の取り扱い上各種の不便を生じているのみならず、適切な仮処分の効力が必ずしも確保されない場合があります。

そこで、この法律案は、民事訴訟法第六編と民事執行法第三章とを統合した民事保全の手続法としての単行法を制定し、当事者の手続上の地位を實質的に保障しつつ、命令手続の審理の適正迅速化並びに仮処分の執行方法及び効力の確立を図る等、民事保全の制度の改善を図ろうとするものであります。

以下にこの法律案の要点を申し上げますと、第一は、命令手続の審理の適正迅速化を図ることであり、すなわち、現行法では、保全命令の申し立てについての審理については、一定の場合に決定手続によることが許容されているものの、判決手続によることを原則としており、殊に、保全命令に対する不服申し立てについての審理は、すべての判決手続によるものとされておりますが、審理の迅速化を図り、もつて民事保全の制度に対する国民の信頼を確保するため、これを改め、すべて

の手続を決定手続とするものとしております。決定手続においては、口頭弁論による審理、審尋による審理、書面による審理のうち、事案の性質に応じた適切な審理方式を選択することができるととなり、審理の充実を損なうことなくその迅速化を図ることが可能となるのであります。しかし、保全命令に対する不服申し立ての手続におきましては、当事者双方の主張及び立証の機会を確保する必要があり、口頭弁論または当事者双方が立ち会うことができる審尋の期日を開かなければならぬものとし、審理の終了に当たつてはその終結を当事者に告知しなければならないものとしております。また、審理の充実及び迅速化のため、当事者の事務の補助等をする者に事実関係につき陳述させることができる制度、受命裁判官に審尋を行わせることができる制度、証人等の尋問につき交互尋問の順序を変更することができる制度、保全命令に対する不服申し立ての事件において参考人等の審尋を行うことができる制度等を設けるものとしております。

第二は、利用頻度の高い仮処分につき、その執行方法及び効力を明確化するとともに、その改善を図つていくことであります。まず、不動産に関する権利についての登記請求権を保全するための処分禁止の仮処分については、その執行として処分禁止の登記をするものとし、債権者は、その被保全権利に係る登記をする場合には、原則として、処分禁止の登記におくれる第三者の登記を抹消することができるとするとともに、これにより本来抹消されるべきでない登記を抹消された第三者が速やかに救済手段を講ずることができるようになるため、債権者は、第三者の登記を抹消する場合には、事前にその第三者にその旨の通知をしなければならぬものとしております。また、不動産に関する所有権以外の権利の設定登記請求権等を保全するための処分禁止の仮処分については、その執行として処分禁止の登記とともに保全仮登記をもするものとし、債権者は、保全仮登記の本登記をすることにより、処分禁止の登記にお

くれる第三者の登記を抹消することなく仮処分の目的を達することができるとしてしております。次に、物の引き渡しまたは明け渡しの請求権を保全するための占有移転禁止の仮処分につきましては、公示を伴うその執行が行われた場合には、債権者は、債務者に対する本案の債務名義に基づき、仮処分の執行後に占有を取得した第三者に対して、原則としてその物の引き渡し等の執行をすることができるとするとともに、これにより本来その執行を受けるべきでない者に対して執行が開始された場合には、その者が速やかに救済を受けることができるようにするため、決定手続による簡易な救済方法を設けることとして、当事者間の利害の調整を図りつつ、この仮処分の効力の充実を図ることとしております。

第三は、保全命令の発令手続及び執行手続につき、解釈を統一し、新たな制度を設ける等の規定の整備をしていくことであります。すなわち、一定の要件のもとに仮処分命令において解放金を定めることができること、不服申し立てに伴う執行停止等の裁判をすることができると及びいわゆる断行の仮処分が執行された後に不服申し立てに基づき仮処分命令が取り消される場合には、その決定において原状回復の裁判をすることができると等としております。

なお、この法律の制定に伴い、最高裁判所規則の制定及び関係政省令の整理等所要の手続を必要といたしますので、その期間を考慮いたしまして、この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとし、また、民事訴訟法及び民事執行法等の関係法律の所要の整理をし、必要な経過措置を定めております。

以上がこの法律案の趣旨であります。何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(黒柳明君) この際、本案の衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員井出正一君から説明を聴取いたします。井出正一

君。○衆議院議員(井出正一君) 民事保全法案に対する衆議院における修正について、その趣旨を御説明いたします。

修正の第一点は、仮処分命令の発令手続についてであります。

政府提出案は、仮の地位を定める仮処分命令の発令手続において、債務者の意見を聴取するか否かは裁判所の裁量にゆだねることとしております。しかし、この種仮処分においては、一般に、いわゆる密行性の要請がなく、かつ、債務者に与える影響が大きいことにかんがみ、その仮処分命令を発する際には、原則として、債務者に意見陳述の機会を与えることとしようとするものであります。

第二点は、保全執行の停止の裁判等についてであります。

政府提出案の第二十七条及び第四十二条における保全異議の申し立て等に伴う保全執行停止の裁判等については、原決定が取り消される蓋然性が高い場合に限り得られるべきものであることを、一層明確にしようとするものであります。

第三点は、仮処分命令の取り消しによる原状回復の制度についてであります。

政府提出案においては、仮処分命令を取り消す決定において、仮処分命令に基づいて給付した物または金銭及びその利息について返還を命ずる原状回復の制度を設けることとしております。しかし、この制度は、仮処分命令が取り消された場合に、当事者の公平を期するため必要最小限の原状回復を図ることを目的とするものであること及び保全すべき権利の存否が必ずしも確定していない状態で行われるものであることにかんがみ、支払われた金銭の返還を命ずる場合においても返還の対象から利息を除くこととするとともに、裁判所が返還を命ずることの相当性を判断することとしようとするものであります。

以上が修正の趣旨であります。何とぞ、御賛同くださるようお願いいたします。

○委員長（黒柳明君） 以上で趣旨説明並びに修正部分の説明の聴取は終わりました。
本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○委員長（黒柳明君） 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

民事保全法案の審査のため、参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長（黒柳明君） 御異議ないと認めます。

なお、その日時及び人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長（黒柳明君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時五分散会

平成二年一月六日印刷

平成二年一月八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P